

公平取引法関連	141
01 茂嘉公司による商品外観特徴盗用事件 アップル社が一部勝訴.....	141
02 「白人牙膏」は結局「黒人牙膏」の名称及びパッケージの外観を模倣したか否か?.....	144
03 特定競争行為の禁止.....	147
04 美最時 (Melchers) が大益公司を告訴し、台湾で勝訴 台湾の知的財産権保護に成果 外資企業 の賞賛を獲得.....	150
05 ひとつの行為に対する雲泥の差がある二種の判決 宿題ノート、問題用紙贈呈停止、2社が敗 訴し、翰林だけが勝訴.....	152
06 遠東百貨が太平洋百貨との結合を未届け、公平会の処罰に理あり 四年近く太平洋百貨を間 接支配、取引秩序に深刻な影響、高等行政裁判所が公平会による 102 万元の罰金処分を 支持.....	156
07 信義房屋広告不実.....	158
08 優越的地位にある特許権者はライセンス契約でライセンシーに製造設備一覧表の提供を求め るのは一理あるが、販売報告書の提供を義務付けることはライセンシーの取引相手方 (バイ ヤー等) のプライバシーを侵害するおそれがあるため、公平取引法上認めるべきことではな いとした事例.....	160
09 公平交易法における事業者の定義及び潜在的競争概念について一最高行政裁判所 97 年判字 第 437 号判決に対する簡単な評論.....	165
10 公平取引委員会の判断余地と行政裁量について一台北高等行政裁判所 95 年度訴字第 1063 号と 95 年度訴字第 1048 号判決を評する.....	167
11 一社のみで支社はない一台北地方裁判所 93 年度自字第 15 号判決の評論.....	169
12 法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協議でなくても共同行為に至らしめることなら黙約 でさえ一種の合意であるとした事例.....	171

公平取引法関連

公平取引法関連

01

茂嘉公司による商品外観特徴盗用事件 アップル社が一部勝訴

1. 台北高等行政法院判決

▲判決番号：96 年度訴字第 998 号

▲案件摘要：公平交易法

▲裁判期日：1997 年 12 月 20 日

▲関連法律：公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号、第 24 条

2.

原 告：米国・アップル (APPLE INC.)
(元名称 米国・アップルコンピューター)

被 告 行政院公平交易委員会

代 表 人 湯金全 (主任委員)

訴訟代理人 丙〇〇

丁〇〇

参 加 人 茂嘉科技股份有限公司

3.

3-1 主 文

訴願 (不服申立て) に対する決定及び原処分の内、参加人が製造している「Super Tangent」商品外観が公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号及び第 24 条規定に違反したと原告が申告したことに關する部分は、すべて取消す。

被告は、参加人が製造している「Super Tangent」商品外観が公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号及び第 24 条規定に違反したと原告が申告した事件について、本判決の法律見解に基づき、別途適法な処分をすべきである。

原告のその他の訴は棄却する。

訴訟費用は被告が二分の一を負担し、その他を原告が負担すること。

3-2 事 実

(1) 原告 (元名称米国・アップルコンピューター、その後米国・アップルと合併し、名称を米国・アップルと改めた) は台湾国際専利法律事務所に委託し、2005 年 7 月 28 日に被告に参加人が製造販売していた「Super Tangent」、「Top Tangent」及び「EZ Tangent」商品の外観デザインが原告「iPod Shuffle」商品の外観特徴を盗用したものであり、関連事業者又は消費者を混同誤認させる虞があるので、公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号及第 24 条規定に違反した等と申告した。

(2) 被告は 2006 年 10 月 13 日公法字第 0000000000 号書簡で原告に返信し、その中で以下のように指摘した。当該案件は被告 2006 年 10 月 12 日第 779 次委員会議で決議され、原告が主張する長方形デザインは商品慣用の形状であり、円形のタッチパネル式インターフェイスも実用機能性形状であり、市場でも類似した商品があり、これら機能性外観は商品供給元を表徴しないので、公平交易法で言う表徴ではなく、双方の商品「Top Tangent」、「EZ Tangent」及び「iPod Shuffle」のパッケージデザインの色、正面主要部分及び全体外観を比較しても、異なっており、供給元を混同させることはない。「Super Tangent」商品は外観正面、背面、色彩、使用方式に於いて、原告「iPod Shuffle」とは異なっており、更に一般 iPod 使用者は原告商品の商標図案、商品特徴等を詳細に知っており、なお且つ MP3 Player 消費者の注意力も一般消費者より高く、当該商品の外観は混同を招く虞がない。また、「Super Tangent」と参加人がドイツハーノヴァーの展示会に出品した「SuperShuffle」とは別のものである。つまり、参加人が製造販売していた「Super Tangent」、「Top Tangent」及び「EZ Tangent」商品は、現有事実証拠に基づいても公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号及び第 24 条規定違反とは認定しがたい。しかし、争議を終結させる為、既に別途書簡で参加人に注意した。しかし、原告はこれを不服として訴願 (不服申立て) を提起し決定により棄却されたので、本裁判所に行政訴訟を提起した。

3-3 理 由

(1) 参加人が製造した「Top Tangent」及び「EZ Tangent」商品の長方形形体及び円形五方向タッチパネル式インターフェイス (以下、円形五方向キーと呼ぶ) は、原告「iPod Shuffle」商品に似ているが、その配置にはモニターがあり、これは原告「iPod Shuffle」にはなく、明らかに異なっている。

る。なお且つ通常の注意をすれば、混同の可能性はないので、公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号規定違反の要件に該当するとは言えない。

- (2) また、参加人がドイツハーノヴァーの展示会に出品した「Super Shuffle」商品（原処分ファイルの被告審議案件添付 3 参照）の外観表徴は、原告「iPod Shuffle」商品外観表徴と完全に同一であるものの、参加人製造の「Top Tangent」及び「EZ Tangent」商品にはモニター外観表徴があり、明らかに異なっている。つまり、参加人製造の「Top Tangent」及び「EZ Tangent」商品がドイツハーノヴァーの展示会に出品した「Super Shuffle」商品の延長であり、また原告「iPod Shuffle」商品を高度に盗用したり、又は積極的に原告の商業的名誉に便乗して公平交易法第 24 条規定に違反したとは認定しがたい。

3-3 判決内容及び理由摘要

- (1) 原告「iPod Shuffle」商品の単純な長方形形体、又は単純な円形五方向キー、は当該商品の表徴を構成していないが、その全体を連合した外観は公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号所定の「表徴」である。公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号の保護する商品表徴、そして被告が公平交易法第 20 条案件の処理原則第 4 点、第 7 点、第 8 点、第 9 点に依拠して提示した単純な商品慣用形状、又は単純実用機能を有している機能性形状についての見解からすると、それぞれは商品又は供給元を表彰する機能を有していないので、公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号所定の「表徴」ではない。但し、商品全体の連合した外観は特別顕著であり、関連事業者又は消費者にそれが商品を表徴するものだと認識させるに足るものであり、これによって他人の商品又は役務と区別できるものなので、やはり公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号が保護する「表徴」だと認定すべきである。如何なる実体商品も材質の如何を問わず、販売する時は、全て一定の形状及び外観があり、即ち当該商品が人に使用されたり、運送又は納品しやすいという実用性と機能性の目的の為に存在するが、だからと言って製造者の精進及び商品美化の為に外観改良の努力が消されてなくなるわけではない。単純にある種の実用性又は機能性要求を満たす商品形状が保護を受けないのを除き、もしその全体の連合した外観に当該商品に識別力または二次的意義特徴を具有させるものならば、それは即ち単純な実用性又は機能の要求により存在する商品形状及び外観ではなく、公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号の保護を受けないと軽率に認定することはできない。原告「iPod Shuffle」商品の純白の色彩デザイン、長方形形体及び円形五方向キーの全体構成の連合した外観は特別顕著で、特に当該商品の供給元を識別する重要なイメージであり、単純な機能又は機能性のニーズにより存在している形状ではなく、その全体の連合は特別顕著な為に原告が供給し販売している商品だと識別することができる。従って、その全体外観について既に公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号で定める表徴であり、保護を受けべきだと認めるべきであり、実用性又は機能性も有するからそれと異なるということではない。本件被告が原告「iPod Shuffle」商品について、当該商品を連合して全体的な観察をせずに、個別部分に分解して個々に観察し、軽率に原告「iPod Shuffle」商品外観が公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号所定の「表徴」ではないと認定したことには、まだ斟酌の余地があると言える。
- (2) なお且つ公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号の「関連事業者又は消費者」とは、当該商品又は役務について販売、購入等取引関係が発生する可能性がある者であり、単に案件関連商品の使用に慣れている者にとって、まだ商品を使用していない「潜在」取引相手であるというだけでなく、上記条項の関連消費者にも属するはずである。よって、被告は普通の知識経験を持つ関連事業者又は消費者の普通の注意力を以って案件関連商品の外観表徴について混同があるか否かを判断するべきである。
- (3) 参加人「Super Tangent」商品正面表示の「LUXPRO」は、L、U、X、P、R、O 等 6 個の英文字で構成されており、参加人が登録を許可された商標図案（本裁判所ファイル 227、228P の参証一、二）は、引き伸ばされた「L」及び稲妻形状の「X」、と U、P、R、O 等英文字で構成されていて、即ち参加人「Super Tangent」商品正面にはその登録が許可された商標図案を使用していない。なお且つ「LUXPRO」の「LUX」は上等、華美の意味が隠されており、「PRO」には前、先行の意味が隠されており、人に深い印象を与え、明らかに消費者に当該商品が上等で先行した製品であると暗示しているので、参加人が登録を許可された商標図案と関連性があると連想させることは難しく、つまり消費者は「LUXPRO」文字から当該商品が参加人が製造した商品だと知ることができず、原告「iPod Shuffle」商品と区別することができないことから、即ち案件関連商品に混同の虞がないとは認定し難い。
- (4) この外、原告「iPod Shuffle」商品と参加人「Super Tangent」商品にはどちらも円形五方向キーがあり、その形状に細微な差異があったとしても、やはり円形五方向キーが当該 2 商品の主要部分であるという認定には影響しない。
- (5) また、原告「iPod Shuffle」商品背面に表示されている欠けたリンゴ図案及び iPod 商標と、参加人「Super Tangent」商品背面表示の Super Tangent は販売時にパッケージにより覆われるので、普

- 通の知識経験を有する関連消費者が普通の注意を以って見ても商品背面を見ることができず、その差異性を知ることができない。なお且つ当該部分は被告が案件関連商品の表徴と認定しておらず、被告がこれを以って案件関連商品が混同を構成したか否かを判断したことには、斟酌の余地がある。
- (6) また原告は、参加人の「Super Tangent」商品が純白デザインで、原告「iPod Shuffle」商品の純白デザインと同一であり、参加人に別途黒、赤 2 タイプがあったとしても、上記純白デザインの案件関連商品に混同の虞がある判断に影響しないと申告した。
- (7) 案件関連商品の使用方法は前述のとおりで、原告「iPod Shuffle」商品の全体の連合した外観が当該商品に既に識別性と二次的意義特徴を有させていることに影響はなく、被告がこれに依って案件関連商品に混同の虞があるか否かを判断していることは、採用できない。
- (8) 参加人がドイツハーノヴァー展示会に出品した「Super Shuffle」商品は、本件で原告が申告した商品ではないが、その長方形体、円形五方向キーの設計排列及び白色デザインの全体外観がいずれも原告「iPod Shuffle」商品と完全に同一であり、なお且つ当該商品が原告「iPod Shuffle」商品名称に似た「Super Suffle」文字を使用していることから、ドイツ及び我国メディアも原告商品宣傳方法を模倣していると批評し、参加人代表者も当該会社の「知名度が低いので、アップル iPod Shuffle を利用した」等と述べている上、(原処分ファイル審議案添付 39、40 参照) 参加人がドイツハーノヴァー展示会に出品した「Super Shuffle」商品外観を見ると、正面「LUXPRO」文字と円形五方向キーに微妙な差異がある外は、その他規格全て後日製造した係争「Super Tangent」商品と同一である。従って、被告が事後参加人がその製品名を「Super Tangent」と改称したこと及びその正面キーを改めて円形十字キーの五方向キーにして「LUXPRO」と表示したこと(その使用方法は参加人が登録許可された商標図案ではない)等を理由に、軽率に係争参加人「Super Tangent」商品が積極的に原告の商業的名誉に便乗したり、又は原告の努力成果を搾取した事情はないと認定したことは、明らかに参加人による上記のような積極的な模倣の便乗過程、意図及び関連行為を見逃している。
- (9) 以上をまとめると、被告が係争書簡で、原告が申告した参加人製造の「Super Tangent」商品外観は公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号及び第 24 条規定に違反していないとしたことには疑いがなく、訴願(不服申立て)決定が原処分上記違法部分について訂正していないことには、討論の余地がある。即ち原告による当該部分の訴願決定及び原処分の取消しの訴えには、理由があり、許可されるべきである。参加人「Super Tangent」商品外観が公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号及び第 24 条の規定に違反しているか否かは、被告の調査認定でもその事実証拠がまだ明確になっていない。つまり原告が被告に対し、参加人「Super Tangent」商品が公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号及び第 24 条に違反するとの処分をするよう訴えた部分については、まだ全部に理由があるという程度に達していない。上記規定に基づき、原告が参加人製造の「Super Tangent」商品外観が公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号及び第 24 条規定に違反すると申告した事件について、被告に本判決の法律見解に基づき別途適法な処分をするよう命じる。

公平取引法関連

02

「白人牙膏」は結局「黒人牙膏」の名称及びパッケージの外観を模倣したか否か？

■ハイライト

「白人牙膏」は結局「黒人牙膏」の名称及びパッケージの外観を模倣したか否か？黒人牙膏（歯磨き粉）が訴訟を提起し、2社の訴訟が十年にも及んでいる。台北高等行政裁判所の新たな判決では、消費者は「黒白」を詳しく弁別することができ、白人牙膏を製造した嘉聯公司は無事ということになっている。

黒人牙膏は好來化工公司が製造しているものであり、国内の歯磨き粉市場に重要な地位を占めているが、嘉聯實業の白人牙膏が出現した後、多くの顧客が奪われたので、「黒白の争い」の局面を迎えている。

好來化工公司は1997年頃に、嘉聯實業製造の白人牙膏が、「黒人牙膏」の名称及び商品の外観を模倣したとして、公平会に告発した。公平会は違法ではないと認定したので、好來化工公司は不服として行政訴訟を提起したが、裁判所の見解が不一致なので、訴訟は十年が経っても、確定しないままになっている。

最初最高行政裁判所は公平会の「違法ではない」決定を取消し、改めて審査するよう公平会に要求した。公平会は審査した後、原決定を維持したので、好來化工公司は行政訴訟を提起し、台北高等行政裁判所では始めて、「白人」の行為が模倣を構成し、「黒人」を製造した好來公司に勝訴の判決を下した。

今度は、公平会が不服として、上訴を提起し、最高行政裁判所は案件を差し戻した結果、黒人牙膏を製造した好來化工公司がまた敗訴の結果を受けた。好來化工公司は上訴を提起することができるので、黒人牙膏が望む通りの、白人牙膏の名称とパッケージの変更ができるか否かについては、まだはっきりしていない。

台北高等行政裁判所による「白人」勝訴判決では、黒人牙膏と白人牙膏をみると、両者パッケージ図案の構想と全体デザインが異なり、公平交易法（取引法）規定の「同一または類似の使用」の要件と一致しないことになっている。

合議廷では、「白人」名称が合法的な登録商標であり、登録の時間も既に20年経っており、ある程度の知名度があり、黒人牙膏とはそれぞれの市場を持っているので、黒人牙膏が両者の名称に相対性があるとして、消費者に誤認させるものと認定できない、と判断している。

1. 裁判番号 96年度訴更一字第00067号

裁判期日 2008年01月17日

裁判概要 公平交易法

関連法条 公平交易法第20条、24条

2. 原告 好來化工股份有限公司

被告 行政院公平交易委員会

参加人 嘉聯實業股份有限公司

3. 上記当事者間の公平交易法事件で、原告は行政院中華民國91年12月16日院台訴字第0000000000号の訴願（日本の不服申立に相当）に対する決定を不服として、行政訴訟を提起し、本院では、独立して被告の訴訟に参加するよう参加人に命じる旨裁定した。本院の判決後、被告は不服として、上訴を提起し、最高行政裁判所により原判決の部分が取り消され、本院に差し戻されたので、本院では以下の通り判決する。：

3-1 主文

原告の訴えを棄却する。

第一審（確定部分の外）及び差し戻し前の第二審訴訟費用は原告が負担する。

3-2 事実概要

原告は1997年頃に、参加人である嘉聯實業股份有限公司（以下嘉聯公司と称する）製造の「白人牙膏」が、原告製造の「黒人牙膏」名称及び商品の外観を模倣し、行為時の公平交易法第20条第1項第1号及び第24条の規定に違反すると被告に告発した。被告は1998年4月21日付公字第00000000-000号書簡で、嘉聯公司が行為時の公平交易法第20条第1項第1号及び第24条の規定等に違反しなかったと原告に返答した。原告は不服として、行政訴訟を提起し、最高行政裁判所89年度判字第2549判決で不服申立て（再度）に対する決定、不服申立てに対する決定及び原処分を取消した。その後被告は重ねて審査し、2002年3月5日付公字第00000000000号書簡（以下原処分と称する）により、本案は現在の証拠により、嘉聯公司が「白人牙膏」商品を製造、販売した行為は公平交易法第20条第1項第1号及び第24条規定に違反すると認定し難いと原告に書簡で返答した。

原告は不服として、不服申立てを提起し、棄却された後、行政訴訟を提起し、本院では独立して被告の訴訟に参加するよう嘉聯公司に命じる旨裁定し、その後、本院の 2005 年 7 月 13 日の 92 年度訴字第 706 号判決では、「不服申立に対する決定及び原処分がすべて取消され、原告が参加人製造の『白人牙膏』が『黒人牙膏』商品表示及びパッケージの外観を模倣したとし、公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号及び第 24 条規定の事件に違反したと告発したことについて、被告は本判決の法的見解により改めて処分すべきである。原告のその他の訴えが棄却され、訴訟費用は被告が 2 分の 1 を負担し、その他は原告が負担する。」となっている。被告は不服として、上訴を提起し、最高行政裁判所 2007 年 3 月 15 日の 96 年度判字第 400 号判決で原判決の不服申立てに対する決定、原処分が取消され、改めて処分するよう被告に命じ、当該訴訟費用の部分はすべて取り消され、本院に差し戻され、改めて審理されることになった。

3-3 理由概要

- (1) 「事業者は、その営業において提供する商品又は役務について、次に掲げる行為をしてはならない：関係事業者又は消費者に通常認識されている他人の氏名、商号若しくは社名、商標、商品の容器、包装の外観又はその他他人の商品を示す表示と同一若しくは類似のものを使用し、他人の商品と混同誤認を生じさせ、又は当該表示を使用した商品を販売、運送、輸出若しくは輸入する行為。」「本法に別段の規定がある場合を除き、企業はその他取引秩序に影響するに足りる欺罔又は著しく公正さを欠く行為を行ってはならない。」「公平取引委員会は本法規定に違反した事業者者に対して、期限を定めてその行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じ、並びに 5 万台湾ドル以上、2500 万台湾ドル以下の過料に処することができる。期限を超えても、なおその行為を停止、改善せず、又はその是正に必要な措置を講じなかったときは、引き続きその行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じることができ、またその行為が停止若しくは改善され、又はその是正に必要な措置が講じられるまで、回数に応じて連続して 10 万台湾ドル以上、5000 万台湾ドル以下の過料に処することができる。」と公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号、第 24 条、第 41 条にそれぞれ明文で定めている。
- (2) 調べたところでは、本件原告所有の「黒人牙膏」の全体商品外観は関係事業者または消費者に通常認識されている表示であり、原告はその製造の「黒人牙膏」商品のパッケージに使用された黄色の背景色は関係事業者もしくは消費者に通常認識されている表示の根拠であると主張した。しかし商品の表示から判断すると、当該商品にはデザインの独自性及び全体性があるか、その他商品と区別する特徴が形成するか否かによるべきであり、商品の表示は全体観察に該当すべきで、全体のパッケージをそれぞれ色、形状、筆跡等の独立項目により観察することができない。
- (3) 消費者またはその他の取引相対人が「黒人牙膏」商品を弁別する場合、その「黒人」と「白人図」商標の外、商品全体外観（正面と裏側の黒人文字、白人図及び黄色）を主な特徴とし、単に某色で観察、弁別するものではない。原告提出の添付の第 1 ページと第 2 ページを見ると、係争商品のパッケージの背景色は黄色である外、緑色もあり、且つその上に黒人文字があり、中央の位置に明らかに黒白 2 色の帯帽（帽子をかぶっている）人頭図もあり、その下に「健齒乾淨清涼有勁（きれいな歯で清涼、元気）」または「超氣（フッ素）」、「天然薄荷（ミント）」等文字が記載されているので、当該商品のパッケージ図案は多種類の色、図案及び文字等で組み合わせられ、単に黄色でその商品をパッケージするものではないので、「黒人牙膏」商品に使用された黄色の背景色は、関係事業者または消費者に通常認識されている表示が単独に形成されるものであると原告が主張したことは、認定し難い。
- (4) 原告が提出した広告量等の販売資料を斟酌すると、すべて黒人牙膏商品全体の外観を訴求し、当該商品パッケージに使用された黄色の背景色は既に関係事業者または消費者に通常認識されている表示とすることができない。
- (5) 更に、原告販売の歯磨き粉のパッケージに多種類の異なるデザインがあり、例えば黒白、緑色のパッケージ及び単一の深黄の背景色のパッケージ等で、消費者は原告の商品出所を弁別し、単一の黄色で区別するものではなく、黄色の背景色が関係事業者または消費者に通常認識されている表示を単独に形成する具体的な証拠もないので、原告の主張は信用できない。
- (6) また調べたところでは、原告と参加人の製品はすべて歯磨き粉商品であり、参加人所有の「白人牙膏」商品パッケージの文字、図形、全体外観は原告所有の「黒人牙膏」と比較すると、二者は色、図案、文字、または製造業者名称等において、共に明らかに差別がある。
- (7) ファイル資料を斟酌すると、「黒人牙膏」と「白人牙膏」の歴年のパッケージの「黒人牙膏」の正、反面には、「黒人牙膏」または DARLIE 文字があり、帯帽人頭図が明確で、緑背景色に白線で表示される「純白健康・清涼、元気」文字があり、偶に赤背景色の「国際化・新たなパッケージ」文字もあり、上から下まで直線排列し、側面は DARLIE または黒人（超氣）牙膏である。「白人牙膏」商品のパッケージ図の裏側が WHITE MEN であり、左から右まで横排列で、側面は中央に緑

と白のストライプがあり、白色字体の白人牙膏または WHITE MEN 文字が表示されている。白人牙膏と黒人牙膏の正、裏、側面パッケージにはいくつかの「白人」商標、WHITE MEN 文字、「黒人」、「白人図」商標及び会社名称があり、区別することができることは、関連資料が巻末にあり、証拠になる。

- (8) 「黒人牙膏」と「白人牙膏」2 パッケージ図案の構想及び全体デザインが同一ではなく、公平交易法規定の「同一または類似の使用」の要件と合致しない。原告と参加人の上記 2 製品の外観では、中国語、外国語の名称はすべて異なり、且つ黒人牙膏商品のパッケージの明確な位置に帯帽人頭図形があり、区別でき、人に与える印象も極めて深刻である。白人牙膏のパッケージには表示がないので、全体外観、デザイン理念または読音において、二者は明らかに差異があり、時と所を別にし隔離観察しても、一般商品の購入者を誤認せしめるおそれがなく、その表示の商品出所と外観について一般商品の購入者に連想させ、誤って買うおそれがあるとは言い難い。
- (9) 更に事業者はもし他人商品の外観または表示を剽窃し、積極的に他人の信用評判にただ乗り、もしくは他人の努力成果を搾取した場合、商業倫理上非難されるべきであり、市場競争の機能に影響し、公平交易法第 24 条の取引秩序に影響するに足る公正さを欠く行為を構成する。
- (10) 調べたところでは、原告と参加人所有の上記 2 商品はすべて歯磨き粉商品であるが、前記の通り、参加人である嘉聯会社の「白人牙膏」商品パッケージの文字、図形は「黒人牙膏」の全体外観と比較しても、色、図案、文字を問わず、製造業者の名称まで明らかに異なっており、上記 2 パッケージ図案の構想及び全体外観が同一ではないので、当然他人の商品外観を剽窃し、他人の努力成果を搾取した情事があるとは言い難い。
- (11) 原告の黒人牙膏商品パッケージ図案は単色のみで構成されたものではなく、正面と裏側の黒人文字、帯帽人頭図等の主な特徴を含み、原告はこれをもって歯磨き粉商品に使用した色—即ち黄色に、他人の使用を排除する権利があると主張することはできない。更に参加人である嘉聯会社が白人牙膏に使用した浅黄色と黒人牙膏に使用した深黄色を比較すると、つやまたは視覚においても、すべて差異があるので、つやに原告の黒人牙膏商品パッケージを模倣した事情があるとは認定し難い。
- (12) 参加人の白人牙膏商品は 1989 年から 1996 年まで続々とテレビ、新聞、雑誌等媒体で広告が広く掲載され、大量の広告費を投入し、宣伝し、潤利会社の監督、評価報告及び白人牙膏シリーズ製品カタログが原処分の巻末にあり、証明になり、何回にわたり広告を掲載し、抽選を行い、知名度を向上させ、二者の商品が市場において長期的に併存し、何年にわたり各自に使用し、それぞれ信用評判を築きあげた。二商品外観については、一般消費者を誤認せしめるおそれがあるとは言い難い。
- (13) 「白人」名称は合法的な登録の商標であることから、商品に表示され、商標法の正当に権利を行使する行為であり、且つ商標登録から現在まで 20 年も経っており、白人牙膏商品も、市場での販売から現在までの国内販売時間も 20 年に近く、市場での一定の販売量及び占有率があり、相当な知名度を持っているはずなので、原告所有の黒人牙膏、参加人所有の白人牙膏商品及びその商品に使用されたパッケージ図案は、長期的に市場で併存し、各自に何年も使用しており、それぞれの信用評判を築きあげ、係争 2 商品の外観について顕著な差異があり、当該 2 商品の名称に相対性があるので、一般消費者を誤認せしめるおそれがあるとは言い難い。
- (14) 被告の原処分では、本案の手元の証拠により、参加人の「白人牙膏」商品の製造販売行為は公平交易法第 20 条及び 24 条の規定に違反すると認定し難いことには、間違いがなく、不服申立ての決定が維持されたことも、妥当である。原告の訴えにより、声明に示す通りの訴訟取消の請求部分は、理由がないので、棄却されるべきである。

公平取引法関連

03 特定競争行為の禁止

裁判番号：台湾台北地方裁判所 96 年訴字第 712 号民事判決

裁判案由：特定競争行為の禁止

裁判期日：2008 年 03 月 28 日

関係法律条文：民法第 72 条

判決要旨

(一) 競争制限の約定では、その制限の時間、地区、範囲及び方式について、社会の一般観念及び商業習慣上においては、合理適当で且つ制限された当事者の経済生存能力に危害が及ばない場合は無効ではない。しかし、転業の自由は憲法に保障されている人民工作権、生存権の基本人権に関わる合理的制限の競争禁止契約なので、より厳格な判断標準で検査されるべきであり、加盟関係に基づく競争禁止特約有効要件には、少なくとも次の各点が含まれるべきである、その重要な標準とは 1. 加盟本社には競争禁止特約により保護される利益が存在すべきであること 2. 加盟社は職務による上記の正当利益を知ること 3. 加盟者に対して、類似営業を経営し続ける対象、期間、区域、職業活動お範囲などを制限するときは、合理的範囲を超えはならないこと、又、第 4 項の加盟本社は加盟者に競争禁止の代償費用を支払うこと及び第 5 項の加盟者の競争行為が顕かな背信性又は誠信原則違反を有するか否か、についても標準にすべきであるが、「顕かな背信性」という標準は、個別事件において、先に競争禁止の約定が有効であることを認めた後、個別事件における加盟者の競争行為は顕かな背信性を有するか否かを斟酌することであり、競争禁止約定は無効であるか否かを認める前提ではない。民法 72 条の法律行為は公共秩序又は善良風俗に違背するものは無効である、との規定は法律行為そのものは国家社会の一般利益及び道德観念に違背することを指し、最高裁判所 69 年台上字第 2603 号判例が参照できる。憲法第 15 条の「人民の生存権、工作権及び財産権を保障すべきである。」との規定は国家及び人民との間の権利対抗を指し、この憲法の規定は私法領域に適用できるか否か、疑義がないとは言えない。しかし、本裁判所では、競争禁止約定が及ぶものは民法第 72 条の規定の「法律行為は、公共秩序又は善良風俗に違背するものは無効である。」であるが、いわゆる公共秩序の意味を解釈するとき、憲法の精神を解釈の根拠にすればよいが、言い換えると、私法領域において、公共秩序の意味の解釈を通じて間接に憲法の精神を実現することができる、と認める。それに準じて、会社及び商業交易において、人民の職業自由に対して、契約で相当な制限を加えることができるが、必要且つ合理的な程度を超えてはならないもので、さもなければ、公共秩序及び善良風俗に違背することになる。

(二) 原告は競争禁止約定によって保障すべきである原告営業に関する具体的特殊知識又は営業秘密があるか、について証明していないので、その約定には正当利益に欠き、且つ具体的に被告の就職区域を制限していない。それ故、上記競争禁止約定は顕かに加盟者に爾後類似又は同一の事業を営ませないためのものであり、原告の保護すべき特殊知識及び営業秘密を保障するのではない。言い換えると、被告がその約定によって制限された結果、転職できない重大な不利益を受けるが、原告には上記の競争禁止約定によって保護する利益が存在しなく、双方の利益を斟酌した上、上記の競争禁止約定は被告に対する不利益及び原告が保護したい利益にとって、顕かに相応するものではなく、公共秩序及び善良風俗に違背することになり、無効である、原告はその約定によって、被告に開設したり、投資したり、第三者のなべ料理店又はそのほか同類のレストランの開設及び投資を指導したりしてはならない要求は理由がないものである。

原告即ち反訴被告：台糖白甘蔗涮涮鍋股份有限公司

被告即ち反訴原告：丙○○

上記当事者間の特定競争行為の禁止請求事件について、本裁判所での口頭弁論が 2008 年 3 月 5 日に終了したので、次の通り判決する。

主文：原告の訴を棄却する。

訴訟費用は原告が負担する。

反訴原告の訴を棄却する。

反訴訴訟費用は反訴原告が負担する。

事実概要

(一) 原告は台湾での知名なべ料理業者であり、全台湾において 50 軒近くの支店を持っており、被告は 2006 年 7 月 1 日に原告と加盟契約を締結し、原告が商標、インテリア設計、教育訓練、運営管理知識、監督指導及び審査、促進販売企画、商品食材などの専門サービスを提供し、台北県板

橋市〇〇路 180 号 1F で台糖白甘蔗養生しゃぶしゃぶなべ料理店を開設し、加盟期間は 2006 年 7 月 1 日より 2006 年 12 月 31 日までとなっている。加盟契約書第 4 条第 6 項の規定では、被告が開店したなべ料理店の必要な材料用品及び原料食材は全て原告にオーダーし、品質を確保すべきで、違反した場合は第 13 条第 1 項第 5 号の規定により、原告は双方の加盟契約を終止することができ、加盟契約が終了した後は、第 14 条第 4 項の規定により、被告が 2 年以内に営業内容が類似し、又は競業する営業店を開設したり、投資したり、第三者を指導したり、類似の営業店を経営したりしてはならない、となっていて、このことは双方の競業禁止に関する約定である。

- (二) 被告は原告に加盟してまもなく、敢えて 2006 年 8 月 26 日より原告から少数の原料だけを購入し、そのほかのなべ料理の食材について、違約して原告から購入しないばかりか、理由なしに書簡を発送し、加盟契約の終了を要求したので、原告が商業上の名誉を保つため、加盟契約書第 13 条第 1 項第 5 号の規定により、自動的に書簡で契約終了のか、被告に 2006 年 9 月 30 日以前に台糖白甘蔗養生しゃぶしゃぶなべ料理店の看板の取り下げのほか、原告各商標の使用の停止を要求したが、被告は敢えて 2006 年 10 月 5 日に前記地点で別になべ王朝なべ料理店を開設し、嚴重に原告の商業利益に損害を与え、原告が弁護士書簡の発送でその行為の制止を委任したが、被告がそれを無視したので、既に加盟契約書第 14 条第 4 項の競業禁止に関する規定に違反した。

理由摘要

- (一) 競業制限の約定では、その制限の時間、地区、範囲及び方式について、社会の一般観念及び商業習慣上においては、合理適当で且つ制限された当事者の経済生存能力に危害が及ばない場合は無効ではない。しかし、転業の自由は憲法に保障されている人民工作権、生存権の基本人権に関わる、合理的制限の競業禁止契約なので、より厳格な判断標準で検査されるべきであり、加盟関係に基づく競業禁止特約有効要件には、少なくとも次の各点が含まれるべきである、その重要な標準とは 1. 加盟本社には競業禁止特約により保護される利益が存在すべきであること 2. 加盟社は職務による上記の正当利益を知ること 3. 加盟者に対して、類似営業を経営し続ける対象、期間、区域、職業活動お範囲などを制限するときは、合理的範囲を超えてはならないこと、又、第 4 項の加盟本社は加盟者に競業禁止の代償費用を支払うこと及び第 5 項の加盟者の競業行為が顕かな背信性又は誠信原則違反を有するか否か、についても標準にすべきが、「顕かな背信性」という標準は、個別事件において、先に競業禁止の約定が有効であることを認めた後、個別事件における加盟者の競業行為は顕かな背信性を有するか否かを斟酌することであり、競業禁止約定は無効であるか否かを認める前提ではない。民法 72 条の法律行為は公共秩序又は善良風俗に違背するものは無効である、との規定は法律行為そのものは国家社会の一般利益及び道徳観念に違背することを指し、最高裁判所 69 年台上字第 2603 号判例が参照できる。憲法第 15 条の「人民の生存権、工作権及び財産権を保障すべきである。」との規定は国家及び人民との間の権利対抗を指し、この憲法の規定は私法領域に適用できるか否か、疑義がないとは言えない。しかし、本裁判所では、競業禁止約定が及ぶものは民法第 72 条の規定の「法律行為は、公共秩序又は善良風俗に違背するものは無効である。」であるが、いわゆる公共秩序の意味を解釈するとき、憲法の精神を解釈の根拠にすればよいが、言い換えると、私法領域において、公共秩序の意味の解釈を通じて間接に憲法の精神を実現することができる、と認める。それに準じて、会社及び商業取引において、人民の職業自由に対して、契約で相当な制限を加えることができるが、必要且つ合理的な程度を超えてはならないもので、さもなければ、公共秩序及び善良風俗に違背することになる。
- (二) 原告は被告が契約終了してから今迄尚もなべ業務を経営している事実を主張し、それは公示の営業登記資料及びウェブサイト広告（証拠物 7、9）がファイルに付されて査証でき、事実である。しかし被告はもともと原告会社の原始株主であり、製品の研究開発、広報活動、監督指導などの職務を担当したことも、前述の通りとなっていて、もともと原告責任者と 2005 年 1 月 1 日より 2006 年 5 月 31 日までなべ王朝会社の現住所（証拠物 2）で共同で台糖白甘蔗養生しゃぶしゃぶなべ料理店板橋店を経営し、その後、双方は共同経営関係を解散し、被告が 2006 年 7 月 1 日に原告会社に加盟し、言い換えると被告は加盟前に自ら製品の研究開発を担当したため、know-how（肝心な技術）を享有し、双方の間にはその know-how を原告会社に帰属する旨の約定がなく、且つ原告はその約定によって被告の競業を制限し、保護する企業利益が何であるか、及びその利益の保護が正当であるか否かについて、今に至るも具体的に説明したり、又は挙証して証明したりせずに、ただ被告のなべ王朝会社のメニュー内容が原告会社の、主なべの種類、スープの内容とがほぼ一致していて、且つ対外的に原告会社が既に二つに分けられた原因は、そのほかの株主との理念が異なることから、自立した云々と称しただけなので、原告の商業機密利益を保護するため、被告に対して契約が終了した後の転業自由を制限する合理的必要性は認められ難い。

- (三) 又、双方が締結した加盟契約書の約定期限は 2006 年 7 月 1 日より 2006 年 12 月 31 日までとなっているのは、明文規定の期間が僅かに半年で、契約を継続するか否かについて原告の同意を得なければならない（加盟契約書第 1 条第 2 項）、期間内に加盟契約書を終了した後の競業禁止義務は 2 年にも達し、それに加盟本社では加盟者には何の競業禁止の代償費用を支払う必要もなく、被告が制限され、その専門領域のなべ店を経営してはならないので、収入に与える影響の程度が顕かに不利益である。
- (四) 加盟契約書第 14 条第 4 条の約定では、契約終了後の 2 年以内に営業内容が類似し、又は競業する営業店を開設したり、投資したり、第三者を指導したり、類似の営業店を経営したりしてはならないとなっているので、被告は約定通り、契約が終了した後の 2 年以内に同種類のなべ料理業務を経営してはならず、経営できない期間について一定の制限があるが、同種類の業務を経営する地点についての制限がないので、顕かに原告はその経営利益を保障し、競争手を減少するため、加盟者に提供した定型化契約に、契約が終了した後 2 年以内になべ料理を経営する類似業務の工作権に対して、地域に限らず完全に剥奪し、その工作権に対する制限は既に必要手段を越えるものである。
- (五) 原告は競業禁止約定によって保障すべきである原告営業に関する具体的特殊知識又は営業秘密があるか、について証明していないので、その約定には正当利益に欠き、且つ具体的に被告の就職区域を制限していない。それ故、上記競業禁止約定は顕かに加盟者に爾後類似又は同一の事業を経営させないためのものであり、原告の保護すべき特殊知識及び営業秘密を保障するのではない。言い換えると、被告がその約定によって制限された結果、転職できない重大な不利益を受けるが、原告には上記の競業禁止約定によって保護する利益が存在しなく、双方の利益を斟酌した上、上記の競業禁止約定は被告に対する不利益及び原告が保護したい利益にとって、顕かに相応するものではなく、公共秩序及び善良風俗に違反することになり、無効である、原告はその約定によって、被告になべ料理店又はそのほほか同類のレストランを開設したり、投資したり、第三者のなべ料理店又はそのほほか同類のレストランの開設及び投資に指導したりしてはならない要求は理由がないものである。

公平取引関連

04

**美最時 (Melchers) が大益公司を告訴し、台湾で勝訴
台湾の知的財産権保護に成果 外資企業の賞賛を獲得**

中国大陸の外資に対する吸引力はまさに無敵の勢いだ、台湾はただ外資が中国大陸に突き進むのを見ているしかないのだろうか？最近、指標意義のある案件が、台湾での知的財産権保護に明らかな成果が有ったことを示し外資の賞賛を集めた。これで台湾の商業経済界のポイントアップが期待できる。

行政院公平交易委員会は昨年 12 月末に決定を下し、大益有限公司がドイツ美最時 (Melchers) 貿易公司の名称を無断使用して、自社で製造販売していた電動工具機に「美最時」の名称を貼り、消費者にそれがドイツ美最時が代理しているドイツ博世 (Bosch) 工具機であると誤認させる事情があったとして公平法に基づき大益公司を 50 万元の過料処分とした。

ドイツ美最時は、長年同社が台湾における長年博世工具機の総代理であり、美最時を名称として商標登録はしていなかったが、今回相手方が美最時の名称をブランド名にして、同一製品の販売をしたことは、真偽混合の消費者を欺瞞するやり方であり、美最時の商業的損失と名誉毀損を引き起こしたと強調した。

ドイツ美最時貿易台湾支社の執行董事幸殷詞は、公平会判決が会社にとっても公正なものであり、外資企業にとっても、今回の判例は台湾が外資の知的財産を保護すると宣言したものであり、また台湾は外国投資家が信頼することのできる所であると思うし、中国大陸のこの方面の事情とは大きな差があると述べた。

美最時貿易 Bosch 工具機業務部総経理である王珮瑤の話によると、事件が特殊なので美最時も告訴した当初から、弁護士と商標法を研究しただけでなく、公平交易法も併せて研究したという。

本件は、相手方公司に自らの公司名称とブランドがあるにもかかわらず、美最時を製品ブランドにし、関係機関もこのような行動は消費者を誤認させる嫌疑があると考え、最終的には公平交易法の決定によって、美最時の勝利となっただけでなく、他の自社ブランドと商標を守る業者にとっても参考とすることができ、自己保護能力の向上に繋がるものである。

美最時は台湾でこれまで貿易及びドイツ製品の代理業務を主としてきており、直接一般消費者に対していないので国内の知名度は高くないが、実際には美最時と一般によく知られているイギリスの怡和等ヨーロッパ洋行と同じく、いずれも百年以上の歴史がある老舗の国際貿易商である。

美最時は、1866 年に香港を本部として積極的に中国とヨーロッパ間の貿易を扱い、第二次世界大戦まで遠東地区で大いに活躍したドイツ洋行である。【2008-04-14/経済日報/A6 版/兩岸財經】

裁判概要

1. ドイツ美最時貿易股份有限公司はドイツ BOSCH 社が製造する電動工具の台湾地区総代理であり、その「美最時」文字表徴は既に BOSCH 電動工具及び当該商品の販売、メンテナンスを代表するものとして広まっており、電動工具の関連事業又は消費者に知られていた。従って、「美最時」は関連事業者又は消費者に広く認知された表徴である。いっぽう大益有限公司商品の包装及び商品の標示にも、「美最時」文字があり、申告者「美最時」の表徴と同一又は類似のものを使用し、なお且つ大益有限公司は外包装の中国語「美最時」文字の下に、別途墨色に白抜きで外国語「Melchers」文字を加えており、「Melchers」もドイツ美最時貿易股份有限公司の外国語名称であるので、既に大益有限公司は販売した商品に他事業者表徴を積極的に使用した行為があり、関連事業者又は消費者に商品の出所がドイツ美最時貿易股份有限公司であると誤認誤信させ、「混同」させる事情があったと認定できる。
2. 公平交易委員会は以下の点を斟酌した。即ち、その違法行為の動機、目的及び予期された不当利益、違法行為の取引秩序に与える危害程度、違法行為が取引秩序に危害を与える持続期間、更には違法行為で得られた利益、事業の規模、経営状況及びその市場地位、違法タイプがかつて中央主管機関の指導や警告を受けたかどうか、過去の違法タイプ、回数、間隔及び受けた処罰、違法後の改悔及び調査協力の態度、及びその他要素。同法第 41 条前段規定に従い、即刻の違法行為停止を命じるとともに、50 万台湾ドルの過料処分とした。

1. 行政院公平交易委員会処分書

処分番号：公処字第 096182 号
案件摘要：公平交易法第 20 条違反
処分期日：2007 年 12 月 28 日

関連法律：公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号、第 24 条
処分要旨：前ページ公平会新聞記事参照

2. 被処分者：大益有限公司
申告者：ドイツ美最時 (Melchers) 貿易股份有限公司

3.

3-1 主文

- 一、被処分者が輸入並びに販売した商品は、「美最時」表徴と同一又は類似のものを使用し、他人の商品との混同を招いたので、公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号規定に違反した。
- 二、被処分者は本処分書送達の日より、直ちに前項違法行為を停止するべきである。
- 三、50 万新台湾ドルの過料に処す。

3-2 事実

- (1) 申告者は 1992 年設立、業務は著名ブランドのドイツ博世 (BOSCH) 電動工具等製品の輸入代理、販売、メンテナンス及び上記製品の広告カタログ、顧客サービスアンケートの印刷である。申告者はドイツ博世 (BOSCH) 電動工具の台湾地区における唯一の代理会社であり、台湾の関連業者にとっては、「美最時」の三文字が即ち BOSCH の台湾代理会社であり、「美最時」は BOSCH と同じである。関連消費者は皆当該電動製品の代理会社及びメンテナンスが、申告者以外にはないことを知っている。
- (2) 被処分者は各所で自らが台湾でドイツ博世 (BOSCH) 電動工具製品を代理している美最時公司だと称し、全く同一でありながらドイツ博世 (BOSCH) の製造又は製造ライセンスを許諾されていない電動工具製品を無断で製造し、関係大衆にその外観からそれが BOSCH が製造した電動工具であると誤認させ、その上に「美最時」文字を標記し、更には無断で申告者の部品説明書を改ざんし、説明書の 1 ページ目に「美最時」文字を標示し、最終ページに「台湾大益有限公司」と注記して申告者の著作権を侵害した。また、申告者が制作した保証書から申告者の名称及びサービス電話番号を削除し、被処分者の名義でこれを頒布した。なお且つ、その頒布した広告カタログに「美最時」、「BOSCH」及び「台湾大益公司」の文字を印刷した。

3-3 理由

- (1) ドイツ BOSCH 社は 1886 年に設立され、百年余の発展を経ており、BOSCH グループは世界 50 カ国に支社又は代理会社を設立、130 カ国で販売しており、その「BOSCH」ブランドも著名なものである。
- (2) また、申告者会社の全名称は「徳商美最時貿易股份有限公司」であり、「美最時」文字も申告者がつけた名称であり、自ずとその商品又は役務の出所を表彰し、関連事業者又は消費者が異なる商品、役務であると区別できるようにするものであり、公平交易法第 20 条で言うところの表徴であることに疑いはない。
- (3) また、申告者は 1994 年よりドイツ BOSCH 社が製造した電動工具の台湾地区唯一の総代理であり、よって台湾地区の電動工具業者は、BOSCH 電動工具について申告者を連想する。
- (4) 製品保証書にも明確に当該 BOSCH 商品を申告者が代理していると表示されている。つまり、申告者の「美最時」文字表徴は、既にその電動工具及び当該商品の販売、メンテナンスとプロモーションに付随し、電動工具の関連事業者又は消費者に広く知られている。従って、「美最時」が電動工具関連事業者又は消費者に広く認知された表徴であると認定することができる。
- (5) 係争の被告発商品のパッケージ及び商品の標示には「美最時」文字があり、申告者の「美最時」表徴と同一又は類似の使用であり、なお且つ申告者商品にも「輸入業者美最時貿易股份有限公司台湾分公司」の標示があった。
- (6) 被処分者が販売した係争商品パッケージには、中国語「美最時」文字の下に、墨色白抜きの「Me1chers」文字があり、「Me1chers」は申告者の外国語名称である。また、被処分者商品の使用マニュアル及び商品外観の標示にも、「美最時 R」文字が使用されているので、その登録した商標である「美最時 MZS」とは明らかに同一の使用ではないと言え、既に被処分者が積極的に他事業者の表徴を使用した行為により関連事業者又は消費者に商品の出所が申告者であると誤認誤信させる「混同」の状況があったと認めることができる。
- (7) 以上をまとめると、被処分者が販売した係争商品は、「美最時」表徴を同一又は類似に使用し、申告者商品の出所と混同させ、被処分者が当該表徴を使用した商品を輸入、販売したことは、公平交易法第 20 条第 1 項第 1 号規定に違反していると認定することができる。

公平取引法関連

05

ひとつの行為に対する雲泥の差がある二種の判決

宿題ノート、問題用紙贈呈停止、2社が敗訴し、翰林だけが勝訴

■ハイライト

康軒等四社は教科書市場のシェア率が8割以上にも達する業者である。四社は、2005年12月22日に会議を開き、2006学年度第一学期より、宿題ノート及び一枚入問題用紙の贈呈を停止すると共に、業者等は弁護士を通じて自肅規範を作成することに合意し、NT\$三千万元を担保金とした自肅契約を締結した。公平会は、告発を受けた後、四社が公平取引法に違反するとして、重罰することを決議した。

業者等はそれぞれ行政訴訟を提起し、康軒社の判決が二月に言い渡され、最初に敗訴となった。南一社が三月に敗訴の判決が言い渡されたが、最近、翰林社に勝訴の判決が言い渡され、NT\$2 百余万元の過料処分も取消された。

康軒、南一事件について台北高等行政裁判所第二法廷及び第四法廷で判決が言い渡された。合議法廷では、康軒の市場シェア率が約35.59%もあり、南一、翰林と合わせると、8割以上にも達することから、業者は各自に贈呈品を停止した場合、その市場でのリーダーシップに影響を及ぼすものと予想され、連合行為により、既存市場の地位に変更がないようにしたこの行為は、市場の機能を破壊するとし、法に触れると認定している。

翰林事件の判決が第七法廷で言い渡され、康軒、南一の二事件と異なる見解を示された。この判決では、業者が出版したのは教科書であり、宿題ノートと問題用紙ではないことから、業者間の宿題ノート等の贈呈停止についての合意が成立したとしても、必ずしも市場の取引機能を干渉したり、競争の制限効果を生じたりするとは限らないと認定している。まして、贈呈停止後、四社の市場シェア率が下がることもないことから、宿題ノートの贈呈停止は教科書市場の需給機能、自由な競争に関係がないものとしている。

1、判決番号：台北高等行政裁判所 96 年度訴字第 2117 号判決

判決期日：2008 年 04 月 24 日

裁判事由：公平取引法

関連条項：公平取引法第 7、14 条

2、当事者

原告：翰林出版事業股份有限公司

被告：行政院公平取引委員会

代表者 湯金全（主任委員）

3、裁判内容

前記当事者間の公平取引法事件につき、原告は行政院中華民國 96 年 4 月 16 日院台訴字第 0960084145 号訴願決定に不服とし、行政訴訟を提起したので、本院は次の如く判決する。

3-1、裁判主文

訴願決定及び原処分は共に破棄する。

訴訟費用は被告の負担とする。

3-2、事実摘要

原告は告発人により、中華民國図書出版事業協会（以下出版協会と称する）が少数教科書出版事業者の秘密協議に基づき、各中、小学校を対象とした問題用紙及び宿題ノートの贈呈行為が法に触れる虞があるとした旨の書状を送付したとして、不当にも法令を解釈し、少数の出版事業者の利益を図るに至ったと告発された。被告が調査したところ、原告及び訴外人である康軒文教事業股份有限公司（以下康軒公司と称する）、南一書局企業股份有限公司（以下南一公司と称する）、牛頓開発教科書股份有限公司（以下牛頓公司と称する）等は、業界会合の機会を利用し、学生への贈呈アイテムについて相互に意見を交わしたほか、95（2006 年）学年度より学生への宿題ノート及び問題用紙の贈呈を停止することを公表したので、すでに相互に事業活動を拘束する行為に該当し、競争を制限したばかりでなく、台湾境内における中学校、小学校教科書市場機能にも影響を与えるに足りることから、公平取引法第 14 条第 1 項に違反するとして、同法第 41 条前段の規定に基づき、2006 年 9 月 13 日付で公処字第 095138 号処分書で原告及び康軒公司、南一公司、牛頓公司等に対し、処分書送達日の翌日より、前項の不法行為

の停止を命じたほか、それぞれ、原告に新台湾ドル（以下同一である）228 万元、康軒公司に 653 万元、南一公司に 423 万元及び牛頓公司に 142 万元の過料に処した。原告は不服とし、訴願を提起したが、棄却の決定が下されたので、本院に行政訴訟を提起した。

3-3、理由摘要

(1)調べた結果、公平交易法第 7 条でいう連合行為とは、競争関係のある事業者が、取引競争事項に関する競争をなくするために、相互に事業活動を拘束し、当該事業活動の拘束が市場の機能に影響を与えるに足りることに重点を置くものをいう。

また、公平交易法第 4 条でいう競争とは、二以上の事業者が市場において比較的有利な価格、数量、品質、役務又はその他の条件によって取引の機会を求める行為をいう。

前記の規定から、連合行為の構成要件は、連合行為の主体：競争関係のある事業者間、つまり同一製造販売段階における水平的競争事業者間のことをいうこと、連合行為の合意方式：契約、協定又はその他の方式の合意によるものをいうこと、連合行為の合意内容：共同して商品又は役務の価格を決定し、または数量、技術、製品、設備、取引対象、取引地区等に制限を加えて、相互に事業活動を拘束する行為をいうこと、連合行為が特定市場に対する影響：同一の製造販売段階における事業者の水平的統合が、製造、商品の取引或いは役務の需給に関わる市場機能の影響に足りるものに限ること、つまり、連合行為を実施した結果、市場の需給機能に影響を与えないとき、禁止を必要とせず、公平交易法違反にならないこと等が含まれる。前記連合行為の構成要件のいずれも欠かせないものであり、もしいずれかの要件を満たさない場合、事業者が公平交易法での連合行為制限規定でもって追及されることができない。

(2)連合行為の主体要件とは、同一の製造販売段階における水平的競争事業者をいう。いわゆる同一の製造販売段階における水平的競争とは、事業者が一定の商品又は役務に対して、競争を行う区域又は範囲を指すことである。

(3)係争『商品』が教科書に該当することは、確定すべきである。たとえ、原告が確かに南一公司、康軒公司、牛頓公司等と同一の製造販売段階における水平的競争関係のある事業者であり、『学生に宿題ノート、問題用紙の贈呈停止』に合意が成立したとしても、その『商品』即ち『教科書』の価格、数量、技術、製品、設備、取引対象、取引地区等項目に相互にそれらの事業活動を拘束することもなく、且つ係争『商品』即ち『教科書』を取引するにあたり、もともと「学生に宿題ノート及び問題用紙の贈呈」を、成立及び履行の必要な要件とすることが記載された如何なる契約書、又はその他の取引要件も見当たらない。前記の説明を踏まえて、原告による行為は、連合行為の構成要件と符合しないことから、被告は、原告とその他の事業者との間で、学生に宿題ノート及び問題用紙贈呈の制限に関する合意及び連合行為について、直ちに、事業者間が販売促進の方式により、相互に制限を加えた連合行為に該当するとした認定は、事実無根である。

(4)それ故、水平的事業者間では、共同して、前記の取引条件に基づく拘束行為をし、且つ事実上の共同行為による意思連絡があれば、公平交易法第 7 条でいう連合行為に該当することに疑問がないことは言うまでもないが、当該共同拘束行為に、競争を制限した効果があったことを前提とし、始めて共同して市場の取引機能に対する干渉に該当する。また、一般の取引市場において、景品の贈呈は取引条件に直接、間接に影響を与えるに足りる主な原因ではないことから、販売促進の手段又は方法の一つにほかならない。

検討したところ、本件について、学生宿題ノート及び問題用紙が係争取引商品の対象ではなく、係争取引の必要な要件でもないことから、もともと『商品』即ち『教科書』の価格、数量、技術、製品、設備、取引対象、取引地区等の範囲ではないことは、前記で説明した通りである。教科書の選定及び購読は、教科書商品の編集、企画、統合、綴り、レイアウト及び内容品質の優劣に左右されるもので、このような市場における需給機能は、先生と学生との間で、学習の品質と相互反応の成果を表現することにあり、教育場所に必要としない「贈呈品」（即ち宿題ノート及び問題用紙である）があるか否かにあるのではない。それ故、宿題ノート及び問題用紙は、『商品』即ち『教科書』取引に影響を与える原因ではなく、たとえ、贈呈を停止したとしても、市場における取引の機能を干渉し、且つ競争を制限する効果を生じるか否かには、疑いがないものである。

(5)本件原告と南一公司等の間に、たとえ共同拘束の行為があったとしても、競争を制限する効果を生じなかったことから、共同して市場における取引の機能を干渉したことがないことは当然である。それ故、被告は、原告と南一公司等の行為により、規模の小さい事業者は個別に当該大規模の事業者とは競争できず、市場の需給機能に影響を与える云々と称したことは、明らかに市場における正常な取引の機能にもとるので、信用に足りぬものである。

1、裁判番号：台北高等行政裁判所 96 年度訴字第 01830 号判決

裁判期日：2008 年 03 月 13 日

裁判事由：公平交易法

関連条項：公平交易法第 7、14 条

2、当事者

原告：南一書局企業股份有限公司

代表者 甲〇〇（董事長）

被告：行政院公平交易委員會

代表者 湯金全（主任委員）

3、裁判内容

前記当事者間の公平交易法事件につき、原告は行政院中華民國 96 年 4 月 3 日院台訴字第 0960083757 号訴願決定に不服とし、行政訴訟を提起したので、本院は次の如く判決する。

3-1、裁判主文

原告の訴えは棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

3-2、事実摘要

原告は告発人により、中華民國図書出版事業協会（以下出版協会と称する）が少数教科書出版事業者の秘密協議に基づき、各中、小学校を対象とした問題用紙及び宿題ノートの贈呈行為が法に触れる虞があるとした旨の書状を送付したとして、不当にも法令を解釈し、少数の出版事業者の利益を図るに至ったと告発された。被告が調査したところ、原告及び康軒文教事業股份有限公司（以下康軒公司と称する）、翰林出版事業股份有限公司（以下翰林公司と称する）、牛頓開發教科書股份有限公司（以下牛頓公司と称する）等は、業界会合の機会を利用して、学生への贈呈アイテムについて相互に意見を交わしたほか、95 学年度より学生への宿題ノート及び問題用紙の贈呈を停止することを公表したので、すでに相互に事業活動を拘束する行為に該当し、競争を制限したばかりでなく、台湾境内における中学校、小学校教科書市場機能にも影響を与えるに足りることから、公平交易法第 14 条第 1 項に違反するとして、同法第 41 条前段の規定に基づき、2006 年 9 月 13 日付公処字第 095138 号処分書（以下原処分と称する）で原告及び康軒公司、翰林公司、牛頓公司等に対し、処分書送達日の翌日より、前項の不法行為の停止を命じたほか、それぞれ、原告に新台幣ドル（以下同一である）423 万元、康軒会社に 653 万元、翰林会社に 228 万元及び牛頓会社に 142 万元の過料に処した。原告は不服とし、訴願を提起したが、棄却されたので、本件の行政訴訟を提起した。

3-3、理由摘要

- (1)「本法において連合行為とは、事業者が契約、協定又はその他の方式の合意によって、競争関係のある他の事業者と共同して商品又は役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引対象、取引地区等に制限を加え、相互に事業活動を拘束する行為をいう（第 1 項）。前項でいう連合行為は、同一の生産、販売の段階における事業者の水平的統合が、生産、商品の取引或いは役務の需給に関わる市場機能に影響するものに限る。第 1 項でいうその他の方式による合意とは、法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協定以外の意思の連絡が形成されることによって、事実上共同行為の成立に至らしめるものをいう（第 3 項）。」、「事業者は連合行為をしてはならない。」、「公平取引委員会は本件規定に違反した事業者に対して、期限を定めてその行為の停止、改善又はその是正に必要な措置を命じ、並びに新台幣ドル 5 万元以上 2 千 5 百万元以下の過料に処することができる」と公平交易法第 7 条第 1、2、3 項、第 14 条第 1 項前段、第 41 条前段にそれぞれ明文が規定されている。
- (2)原告は、処分されたその他の事業者と共に、中学校、小学校教科書の出版事業者であり、実質的な競争関係があり、且つ台湾における中、小学校教科書市場のシェア率を合計して 8 割以上も占めている。原告等は、学生の贈呈アイテムについて相互に意見を交わしたほか、95 学年度より学生への宿題ノート及び問題用紙の贈呈を停止すること等、相互に事業活動を拘束する方式によって、相互に教科書市場における競争を拘束した行為については、台湾境内における中学校、小学校教科書市場機能に競争を制限した効果があり、明らかに市場機能の影響に足りることから、公平交易法第 14 条第 1 項に違反するとされた。
- (3)教科書業者トップツリーの座を占める原告、康軒公司及び翰林公司等の市場シェア率がそれぞれ 25.36%、38.59% 及び 20.74%である。原告等の本件に対する連合行為は、各自に宿題ノート及び問題用紙の贈呈を停止した場合、市場のリーダーシップに影響を及ぼす虞があるとして、その他の事業者との共同連合行為により、競争を制限し、且つ相互に拘束することにより、各自の営業額に影響を及ぼすか、それとも市場のリーダーシップに変更されるかを避けようとし、既存の市場シェア率を維持しようとした。たとえ、そのシェア率に著しく変更がなくても、当該連合行為が市場の機能に影響を与えるか否かとは関係がない。

前記を総合すると、被告は、原告及び処分されたその他の者による行為がすでに公平交易法第7条でいう連合行為の構成要件を満たしたとの認定は、誤りがないとしている。

1、裁判番号：台北高等行政裁判所 96 年度訴字第 01672 号判決

裁判期日：2008 年 02 月 13 日

裁判事由：公平交易法

関連条項：公平交易法第 7、14 条

2、当事者

原告：康軒文教事業股份有限公司

代表者 甲○○

被告：行政院公平交易委員会

代表者 湯金全（主任委員）

3、裁判内容

前記当事者間の公平交易法事件につき、原告は行政院中華民國 96 年 3 月 20 日院台訴字第 0000000000 号訴願決定に不服とし、行政訴訟を提起したので、本院は次の如く判決する。

3-1、裁判主文

原告の訴えは棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

3-2、事実摘要

原告は告発人により、中華民國図書出版事業協会（以下出版協会と称する）が少数教科書出版事業者の秘密協議に基づき、各中、小学校を対象とした問題用紙及び宿題ノートの贈呈行為が法に触れる虞があるとした旨の書状を送付したとして、不当にも法令を解釈し、少数の出版事業者の利益を図るに至ったと告発された。被告が調査したところ、原告及び南一書局企業股份有限公司（以下南一公司と称する）、翰林出版事業股份有限公司（以下翰林公司と称する）、牛頓開發教科書股份有限公司（以下牛頓公司と称する）等は、業界会合の機会を利用して、学生への贈呈アイテムに対して相互に意見を交わしたほか、95（2006 年）学年度より学生への宿題ノート及び問題用紙の贈呈を停止することを公表したので、すでに相互に事業活動を拘束する行為に該当し、競争を制限したばかりでなく、台湾境内における中学校、小学校教科書市場機能にも影響を与えるに足りることから、公平交易法第 14 条第 1 項に違反するとして、同法第 41 条前段の規定に基づき、2006 年 9 月 13 日付公処字第 095138 号処分書で原告及び南一公司、翰林公司、牛頓公司等に処分書送達日の翌日より、前項の不法行為の停止を命じたほか、それぞれ、原告に新台幣ドル（以下同一である）653 万元、南一公司に 423 万元、翰林公司に 228 万元及び牛頓公司に 142 万元の過料に処した。原告は不服とし、訴願を提起したが、棄却の決定が下されたので、本院に行政訴訟を提起した。

3-3、理由摘要

事業者間が、宿題ノート、問題用紙贈呈の制限を協議した行為は、すでに連合行為に該当する。

本件 94、95 学年度の市場シェア率又は売上のランキングに著しく変化がなかったが、前記の協議はすでに教科書業界又は市場の需給機能に対して影響を与えるに至った。

それ故、原処分では、原告による不法行為の動機、目的及び予期できる不当利益、不法行為により、取引秩序に危害を及ぼす程度、不法行為により、取引秩序に危害を及ぼす存続期間、不法行為により得られる利益、事業の規模、経営の情况及びその他の事情を酌量したうえ、同法第 41 条前段に基づき、原告に処分書送達日の翌日より、即時前項の不法行為の停止を命じたほか、新台幣ドル 653 万元の過料に処したことは、法に不備がないので、訴願の決定を維持したことも適切である。原告が、前言を繰り返して、取消しを主張したことには、理由がなく、棄却されるべきである。

公平取引関連

06

**遠東百貨が太平洋百貨との結合を未届け、公平会の処罰に理あり
四年近く太平洋百貨を間接支配、取引秩序に深刻な影響、高等行政裁判所が公平会による 102 万円の罰金処分を支持**

遠東百貨店は、2002 年 9 月太平洋流通会社の増資の際、百揚公司、百鼎公司、遠百亞太公司、遠百新世紀公司、亞東百貨公司等の過半数以上の株式所有をとおして、上海商銀信託の口座を利用し、太平洋流通の 54%を超える発行済みの議決権のある株式を購入し、更に太平洋流通が所有している太平洋百貨の八割の株式を以って、太平洋百貨を間接支配し、既に事業結合の要件を満たしていた。

しかし、遠東百貨は事業結合の届出をせず、公平会から公平法違反として 102 万円の罰金処分を受けた。これについて台北高等行政裁判所は、全国で第二、第三の大手である太平洋百貨と遠東百貨が結合して既に四年近く経ち、取引秩序に深刻な影響を与えたとして、遠東百貨敗訴と判決した。

裁判所は以下のように認定した。即ち太平洋流通会社の董事三席中、二席を遠東百貨傘下の「遠百亞太」と「遠百新世紀」の法人代表李冠軍、鄭澄宇が有し、過半数を超えていた。この外、91 年 9 月より遠東百貨は太平洋流通の法人代表という立場で、太平洋百貨所有の董事七席を占め、2006 年に董事が五席に削減されたものの、遠東百貨は依然として半数以上の席次を維持し、確かに実質的に太平洋百貨の業務経営と人事任免を支配するに十分であったので、「事業結合」の要件を満たしており、公平会へ届出をするべきであった。

これに対し、遠東百貨は太平洋流通と太平洋百貨の書簡を提出し、両公司はこれまで一切遠東百貨の指示を受けたことがなく、「支配」行為はなかったと強調した。しかし、合議庭は、公平法の主旨に基づけば、遠東百貨による実際の監督や、太平洋百貨に影響を与える行為の有無を問わず、結合の要件を満たさずすれば、取引秩序に影響を与える可能性があるため、公平会も処罰することができるとした。

台北高等行政裁判所判決

1.

判決番号：96 年度訴字第 2833 号

案件摘要：公平交易法

裁判期日：2008 年 06 月 19 日

関連法律：公平交易法第 11 条

2.

原告：遠東百貨股份有限公司

被告：行政院公平交易委員会

3.

3-1 主文

上訴を棄却する。

上訴訴訟費用は上訴人が負担すること。

3-2 事実摘要

原告は、訴外人太平洋崇光百貨股份有限公司（以下、太平洋百貨公司と称する）の業務経営及び人事任免を間接支配したと公平会に申告された。結合を届出するべきであったのに届出をしなかったことについて、被告による確認の結果、事実であったことが判明したので、原告は公平交易法第 11 条第 1 項第 3 号規定に違反したと認定され、同法第 40 条第 1 項規定に依り 2006 年 12 月 27 日に公処字第 095175 号処分書にて処分書送達の日から 2 ヶ月以内に、届出又は必要な訂正を行うよう命じられ、同時に過料新台幣ドル（以下、同じ）102 万に処された。原告はこれを不服として訴願を提起したが、棄却の決定を受けた。

3-3 判決内容及び理由摘要

(1) 調べたところ、原告と百揚公司等 5 社の従属会社で既に太平洋流通会社の発行済みの議決権のある株式を合計 54.78%所有していて、太平洋流通公司是太平洋百貨公司的約八割の議決権のある株式を所有していた。原告も太平洋流通公司的の過半数を超える董事席次の獲得及び、太平洋流通公司と太平洋百貨公司間の支配従属関係により、太平洋百貨公司的の過半数の董事席次を取得した。公司法第 202 条「会社の業務執行は、本法又は定款の規定によって株主総会が決議すべき事項を除いて、全て董事会の決議を以って行うことができる。」、第 206 条第 1 項「董事会の決議は、本法に別段の規定がある場合を除いて、董事の過半数が出席し、出席董事の過半数の同意を以って行わなけ

ればならない。」という規定に基づけば、董事会は股份有限公司（株式会社）の業務執行機関であり、公司法第 29 条第 1 項第 3 号董事会の公司支配に対して有する任免権の規定を参照すると、原告は明らかに太平洋百貨公司董事会を間接支配する方法で、実質的に太平洋百貨公司董事会を支配していたことに、疑いの余地はない。

- (2) 原告が実際に太平洋百貨公司に指示、監督したり、又は同公司の業務経営、人事任免及び戦略等事項に影響を与えていたかどうかについては、事業結合を中央主管機関に届出るべきだとする立法主旨にないものであり、原告が述べているような太平洋流通公司及び太平洋百貨公司が原告からは一切指示等受けたり従属したことはないとの書簡を個々に被告に送付したことだけでは、やはり本件の規定違反事実不成立とすることはできない。
- (3) 原告の規定違反期間は、係争事業結合時点が 2002 年 9 月からなので、2006 年 12 月 27 日の原処分の時まで既に 4 年近くも経過しており、その違反行為による取引秩序への危害の持続期間も長く、なお且つ同公司与太平洋百貨公司もそれぞれ我国百貨店業者の中で第三、第二の大手であり、結合後の規模も大きく、関連市場競争への影響程度も深刻である等の一切情状を及び関連事項を酌量し、公平交易法第 40 条第 1 項規定に基づき、原告に処分書送達の翌日より 2 ヶ月以内に届出又は必要な訂正を行うよう命じ、同時に過料新台幣ドル（以下、同じ）102 万元を課す。被告の過料金額についての決定は、全て上記法律により付与されている裁量権に基づき行うものであり、その処分は公平交易法第 40 条第 1 項、第 41 条規定で権利授与されている範囲内にあるので、裁量権の超越や濫用の事情はない。

公平取引法関連

07

信義房屋広告不実

■ハイライト

- (1) 公平会は民衆と不動産業者から告発を受け、信義房屋がサイトでの広告で「支払いの安全保障—不動産売買の契約実行保証」、「銀行が対応し、売買双方の財産権／支払いの安全を保証し、すべてのリスクをゼロにする」と宣伝したが、公平会は実際の取引結果を調査したところ、契約実行の保証ができないばかりか、全くのゼロリスクでもないことを発見したので、当該広告が不実であると認定し、120万台湾ドルの過料を科した。
- (2) 信義は不満として、「契約実行保証の委任契約書の代行」は一定の事務を代行するのみの委任契約で、保証責任を負う必要がなく、保証契約でもないので、広告は誇大、不実ではないと強調した。
- (3) 裁判所は、「保証」とは、民法規定または一般的な社会通念を問わず、「保証人が他人に代わり債務もしくは責任を負う」ことの意味で、信義房屋は「不動産売買の契約実行保証」、「リスクをゼロにする」をスローガンに掲げたので、「サービス提供者或いは保証銀行が売買取引過程で発生するリスクを引き受ける」と消費者に認知、または期待させる可能性があるが、實際上、保証銀行は違約者に代わり債務を履行したり、更に被保証人に代わり違約者に対し賠償を請求したりする義務がないので、広告は明らかに不実である。
- (4) 公平会は、信義房屋が不動産仲介市場のリーダー役であり、毎年の営業額が50億台湾ドル近くに達し、その上、当該違法広告の掲載が既に十年をこえていること等を考量し、120万台湾ドルの過料を科し、裁判所も妥当であると認定し、公平会の処分を維持し、信義房屋の請求を棄却した。

1.

裁判番号 96年度訴字第3284号

裁判期日 2008年6月12日

裁判概要 公平交易（取引）法

関連法条 公平交易法第21条

2.

原告 信義房屋仲介股份有限公司

代表人 甲○○

被告 行政院公平交易委員会

3-1 主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告が負担する。

3-2 事実概要

民衆は、原告がそのサイトでの部屋仲介の広告で「支払いの安全保障—不動産売買の契約実行保証」、「銀行が対応し、売買双方の財産権を保証する／支払安全、更に安信建築経理会社が、公正な第三者の役割としてすべての事項を処理し、もし取引過程でいかなる方に違約の事情が発生し、調査を経て事実であると確認された場合、銀行が対応し、あるべき賠償責任を負い、すべてのリスクをゼロにする」（即ち「不動産売買の契約実行保証」制度及び「銀行が取引のゼロリスクを保証する」、以下係争広告と称する）と宣伝していると告発したが、被告は実際の取引結果を調査したところ、契約実行が保証できないばかりか、全くのゼロリスクでもないので、虚偽不実若しくは錯誤を招く不実な広告であると認定し、原告が係争広告で「不動産売買の契約実行保証」、「リスクをゼロにする」と宣伝したことについて、そのサービスの品質、内容が虚偽不実若しくは錯誤を招く表示が、公平交易法第21条第3項が同条第1項を準用する規定に違反したとして、同法第41条前段の規定により、2007年4月13日公処字第096075号処分書（以下原処分と称する）送達の日から、前項の違法行為を直ちに停止するよう被告に命じ、被告に対する120万台湾ドルの過料を科した。被告は不服として行政院に訴願（日本の不服申立てに相当）を提起したが、棄却された。

3-3 判決内容及び理由概要

- (1) 契約実行保証について、現行法令には明文で規定された定義がないが、保証で表明した以上、当然法令規定または一般的な社会共通の概念に該当する必要があるとあり、自ら発明し、解釈するもので

はない。保証の定義は、民法規定、または一般的な社会通念を問わず、保証人が他人に代わり債務または責任履行の責任を負うことをいう。

- (2) 原告は係争広告で「不動産売買契約の実行保証」、「リスクをゼロにすること」等を称し、且つ「銀行が対応し、保証すること」、「あるべき賠償責任を負うこと」及び「リスクをゼロにすること」等の文字説明が、「売買取引の過程で発生する可能性がある全部、または主なリスクは、すべてサービス提供者もしくは保証銀行が負い、買い手または売り手は当該リスクと責任を負担する必要がないこと」を一般的な取引相手に認知、期待させることになる。
- (3) しかし係争契約の実行保証に関する契約の約定では、保証銀行は違約の方に代わり被保証人に対する債務を履行した後、被保証人に代わり違約者に賠償を請求する義務がないので、明らかに民法または一般的な社会通念で認知されている保証の機能がない。係争制度実施の結果は、広告で宣伝された契約の実行保証、保証銀行が対応し、あるべき賠償責任を負い、すべてのリスクをゼロにするとの効果に達しない。調べたところでは、実際の状況と一致しておらず、そのサービスの品質、内容が虚偽不実若しくは錯誤を招く表示であるので、虚偽不実及び錯誤を招く不実な広告であると認定される。
- (4) 本件告発人の一人である不動産仲介業者は、仲介業務執行の過程で、顧客が原告の広告に保証効果があることを信用し、原告の誇大な報道で競争の劣勢に立たされることを避けるために、原告の不実な広告と不公平競争の行為を被告に告発した。従って、係争広告が錯誤を招くまたは決定の程度は、原告が称したような極めて少ないケースではなく、その影響は、係争広告を信用し、誤った認知及び期待から発生する一般的な消費者の権益に損害を与えるばかりでなく、関連の不動産仲介市場の法律を守る同業及び取引秩序にも、重大なマイナス影響を及ぼし、実に嚴重に公共利益を侵害するものである。
- (5) 原告は被告の 1997 年 7 月 30 日の第 300 回委員会議の決議に従い、不当な期待の発生を避けるために、広告で十分な告知の義務を果たし、消費者に当該制度を認識させることなく、且つ被告の 1999 年 7 月 7 日の第 400 回委員会議で認定された違法な「ゼロリスク」用語を採用したので、原告の係争広告には錯誤を招く事情があると認定し、広告作成の時に故意または過失がなかったとは言えず、明らかに公平交易法第 21 条の規定に違反するとして、被告に 120 万台湾ドルの過料を科したことは、妥当である。

特許権・不正競争関連

08

優越的地位にある特許権者はライセンス契約でライセンシーに製造設備一覧表の提供を求めるのは一理あるが、販売報告書の提供を義務付けることはライセンシーの取引相手方（バイヤー等）のプライバシーを侵害するおそれがあるため、公平取引法上認めるべきことではないとした事例

■ハイライト

フィリップス（PHILIPS）は、台湾 CD-R メーカーと結んだ特許実施契約で「製造設備リスト」及び「販売報告書」の提出を義務付けていたことが、公平取引法で禁じられている、取引秩序に影響し得る公平さを欠く行為であるとされ、600 万元の過料処分を受けている。この処分を不服とした行政裁判で、台北高等行政裁判所はフィリップスの主張の一部を認めて製造設備リストの提出請求は違法ではないとし、公平取引委員会（以下、「公平会」）に新たな処分を命じた。

この事件は 2001 年 3 月、フィリップスが新しいライセンス契約を提示することに端を発した。契約では、生産機器設備の機種タイプ、番号、サプライヤーや取付期日などを記載した「製造設備リスト」、さらに国別・品番ごとにバイヤーの身元と使用商標を明記した「販売報告書」をいずれの四半期終了後 30 日以内に提出することをライセンシー側に義務付ける。これについて、公平会はロイヤリティーの徴収と直接に関係することでないとしたうえで、ライセンサーのフィリップスは自社ブランドで CD-R 製品を販売し、市場での支配的な地位を濫用してライセンシーに特許権の実施許諾と無関係な資料の提供を強要することが公平取引法第 24 条違反に該当し、同法第 41 条前段規定により、フィリップスに前掲違法行為の即時中止を命じた。

フィリップスは高等行政裁判所における裁判で、ライセンシーに「製造設備リスト」の提出を求めるのは、ライセンシーの最大生産能力を理解するためであり、生産能力が分かれば CD-R 生産量申告に漏れはないかを判断し、またその生産量に基づいて徴収すべきロイヤリティーを算定できると主張する。これについて、公平会はライセンシーが生産管理を通じて把握した重要な知識と技術は営業秘密に該当し、生産能力利用率及び経営コスト等市場競争に関係する重要な情報であり、ライセンサーのフィリップスは契約締結上優位に立つことを利用してリストの提供を要求し、これによってメーカー各社がコストダウンにつながる技術や方法を知ろうとしたため、不正競争に該当すると反論する。

裁判長は、特許権者としてフィリップスはそもそも CD-R の製造プロセス及び生産方法を熟知しており、ライセンシーから告げられるのを待つまでもない。たとえフィリップスはライセンシーの機器設備の機種・品番等情報がわかって製造設備の実際の組合せ状態や機器の調整、生産能力等はいつでも変えることができ、ライセンシーがかかる資料を提出した後でさえ、新たに製造プロセスを組み直すことが可能だから、製造設備リストの提出要求は商業的に非難されることではない、と判示する一方、「販売報告書」については、フィリップスは特許権侵害誤認防止や通関手続きの迅速化、ロイヤリティーの二重徴収の回避などの観点からフィリップスはその必要性を主張するが、裁判長は、ライセンシーの取引相手方のプライバシーを侵害するおそれがあり、かつその主張とロイヤリティー算定との関連性について原告側が積極的に立証をしていないため、（公平会の処分は）根拠のない処分ではないとした。

台北高等行政裁判所判決

裁判番号：96 年度訴字第 3612 号

裁判期日：2008 年 10 月 20 日

原告：フィリップス電子

被告：行政院公平取引委員会

主文：訴願決定及び原処分を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

●**事案概要**

原告はこれまでに採用していた一括ライセンスを取りやめ、2001 年 3 月に新たな CD-R 特許技術実施契約（以下、係争契約）を提示し、単一でライセンシーに CD-R 関連特許技術の実施を許諾するが、係争契約ではライセンシーがライセンサーに対し、各種生産機器設備の機種・品番・サプライヤー及び取り付け期日等を明記した「製造設備一覧表（リスト）」を提供しなければならず、またいずれの四半期終了後 30 日以内に、国別及び製品カタログ毎にバイヤーの身分及び使用商標を明確に記載した「販売報告書」の提出をライセンシー側に義務付ける。ところが、ライセンシーへのこのような義務付けはロイヤリティー徴収とは直接に関係することなく、かつ原告も自社ブランドで

CD-R を販売しているため、市場地位を濫用してライセンスにライセンスと無関係な情報提供を強要する疑いもたれている。被告が調査したところ、係争契約による「製造設備一覧表」及び「販売報告書」提供の義務付けは、取引秩序に影響するに足りる、著しく公平さを欠く行為であり、公平取引法第 24 条規定に違反し、同法第 41 条前段規定により、2006 年 4 月 26 日付第 095045 号処分書で原告に対し、処分書が送達された日の翌日から直ちに前項違法行為の停止及び新台幣ドル 600 万円の過料を命じた。フィリップスは公平会の処分を不服として訴願手続をとり、訴願決定でも公平会の見解が維持されたため、フィリップスは更に高等行政裁判所に訴訟を提起した。

●判決要旨

一. 公平取引法第 24 条、第 41 条はそれぞれ「本法に別段の規定がある場合を除き、企業はその他取引秩序に影響するに足りる欺もう又は著しく公正さを欠く行為を行ってはならない。」「公平取引委員会は本法規定に違反した事業者に対し、期限を定めてその行為の停止、改善又は必要な是正措置を命じ、並びに新台幣ドル 5 万元以上、2,500 万元以下の過料を科することができる。期限を超えても、なおその行為を停止、改善せず、又は必要な是正措置を講じないときは、引き続き期限を限定してその行為の停止、改善又は必要な是正措置を命じることができ、またその行為の停止若しくは改善、又は必要な是正措置が講じられるまで、回数に応じて連続して新台幣ドル 10 万元以上、5,000 万元以下の過料を科することができる。」を規定している。同法第 24 条は、取引秩序への影響に足りるものを前提要件とし、即ち取引秩序全体（例えば被害者人数の多少、被害額や損害の程度、他の事業者に威嚇効果をもたらすか、特定の団体若しくはグループに対する欺もう又は著しく公平さを欠く行為等々）に影響し、又は将来潜在的に多数の被害者に影響する効果のあるものをいい、取引秩序に実質的に影響を与えたものに限らない。同規定は市場メカニズムへの影響に配慮して定められたものであり、事業者が市場での優勢を利用して自由市場の取引秩序に影響することと、市場経済機能及び消費者の権益に重点を置いている。

二. 本件争点は、原告が係争契約でライセンスに「製造設備一覧表」及び「販売報告書」の提出を要求することが、公平取引法第 24 条に違反するか？合理的な商業目的があるか？（リストと報告書は）機密情報でなく、かつその提供に必要性が見出せるものかどうか？にある。次に分析して述べる。

(一) 原告が市場情報で相対的に（ライセンスに比べて）優位にたつ事業者かどうかについて

1. 公平取引法第 24 条が定める「その他取引秩序に影響するに足りる欺もう、又は著しく公平さを欠く行為」は、公平取引法が経済法である特性を斟酌して、かつ公平取引法の立法趣旨を考量して、その時の経済状況に即応した管理をすべきである。営業競争手段についていえば、その手段の不法性は直接又は間接に「競争効果・機能」を妨げる可能性があるという観点から、もし取引当事者双方が契約締結に際して地位が不平等であれば、その手段は経済全体の発展及び公共利益から考えると、公序良俗の本質に違背し、同業界における競争者の公正な競争を妨げ、又はその取引相手方は正確な選択ができないようにすれば、同規定に反すると論ずるべきである。さらに、市場での地位についていえば、取引の量、数、金額の多少又は市場シェアだけが市場でどのぐらいの支配力をもつかを判断する基準ではなく、個別の具体的な事件について、双方が取引条件において対等かどうかを考量しなければならない。したがって、取引行為は、事業者間の競争関係において規制されるべきであって、また事業者と消費者の間の取引関係においても同様に規制されるべきである。このため、契約当事者が地位の不平等を利用することへの禁止は、事実上優越的地位の濫用の禁止とは根が一緒である。即ち、第 24 条は取引秩序の維持・確保を目的とするため、この場合においては適用される。

2. 相対的な優位性は、事業者が市場における「絶対的な」勢力から測るものでなく、供給と需要の両側が特定の取引関係において「相対的な」経済的依頼関係が生じるかどうかについて判断すべきである。要するに、依頼者が被依頼者に対し、主観的、客観的ともにその供給又は需要を解消する十分かつ合理的な方法がない窮境にあってこそこれに属する。したがって同法第 24 条でいう「著しく公平さを欠く」とは、著しく公平さを欠く方法をもって競争又は商業取引を行うものをいう。例えば、市場情報で優越的な地位にある事業者が、取引相手方が保有する情報（この事件においては技術情報を指す）の不平等その他取引上相対的に劣位に立つことを利用して不公平な取引を行う行為が、これに属する。

3. 原告は、「自分が所在する『市場』はライセンスとは異なると主張する。では、原告はどのような『市場』に所在するかというと、それは『CD-R 製造技術』という市場である。その『CD-R 製造技術』市場には、ライバルのソニー、太陽誘電があり、また原告は

『Philips』というブランドで CD-R を販売していないので、CD-R 市場ではライセンサーと競争関係にはないという。また本件特定市場は光ディスクという保存媒体の市場に属し、CD-R を除くほか、DVD-R、DVD-PLUS 等多くの規格が存在する。たとえ原告が所有する CD-R 製造技術に関する特許は CD-R を製造するのに必要な特許技術であっても、CD-R とその他の「光保存媒体」との間に合理的な代替性があり、即ち CD-R の生産ラインは簡単に DVD-R その他の光ディスク製品の生産ラインに転化することが可能なため、原告は相対的に優越的な地位にあらず、「著しく公平さを欠く」行為もないため、「取引秩序に影響することが不可能である。」と主張する。

4. 被告は、「不公平な競争は、市場競争程度が低下するかどうかを問わず、事業者がその市場支配力又は市場情報における優越的な地位を以って相対的に劣位の相手方と取引を強行すれば、商業倫理上非難されるべきものがある。しかも、公平取引法第 24 条でいう『取引秩序に影響するに足りる』の構成要件はその行為が客観的に著しく公平さを欠き、取引秩序に影響する可能性さえあれば十分であり、取引秩序に実質的な影響を与えたものに限らない（最高行政裁判所 95 年度判字第 808 号判決を参照）。本件原告とソニーは共同で CD-R 規格を制定し、台湾 CD-R メーカーがいわゆるオレンジブック（記録型コンパクトディスクの規格書）に定められた規格を製造しようとするときは、原告の特許実施許諾を受けるほかない・・・」と答弁する。
5. 一般の製造業の営業慣習によると、その支払う金額がライセンスを受けて製造する物品と関係し、かつ製造条件の一だけでなく、特許権、商標権、著作権その他法律によって保護される知的財産権を取得するために支払わざるを得ない、当該物品と関係する代金こそロイヤリティーといえる。原告は、係争ロイヤリティーはメーカーが製造する CD-R に基づいて算定されるが、ライセンサー、即ちメーカーが CD-R を製造するということは過程に過ぎず、最終的な目的は販売であるため、ロイヤリティーを算定するには製造設備一覧表と販売報告書が欠かせない、と主張する。係争製造設備一覧表及び販売報告書に関わる事項は前に述べたロイヤリティーの定義に拘らず、締約当事者が取引市場における全ての潜在的な競争関係及び可能な限りの影響要素をも考量しなければならない。事業者が提供する商品又は役務が代替可能性があつてこそ競争関係が存在する。本件原告とソニー等各社は共同で規格を制定するためその間には代替性存在せず、互いに競争関係にはない。ライセンサーに比べると、CD-R 技術市場では圧倒的な優位性があり、この「絶対的な技術ライセンス」はライセンサーが当該市場に進出する前に既に分かっていた市場生態であり、契約自由原則に基づき、当然ながら、事後に「特許権による排他的優位」を根拠に、自分の会社は「相対的な劣位」に立つことを主張することができない。また、「埋没費用ないしサUNK・コスト（sunk costs）」又は投下資本がロックイン（lock-in）されると主張することもできない。
6. 原告は特許権を所有するため、そもそも自ら製造し、又は他人に CD-R の製造を委託して販売することができる。単に CD-R 製造販売市場（技術市場と異なる）についていえば、原告とライセンサーは確かに潜在可能な競争関係が存在するといえる。さらに、原告は係争契約によって入手した製造設備一覧表と販売報告書は、潜在の CD-R 製造販売市場においては市場競争に関わる重要な情報である。逆に、ライセンサーは特許技術の独占的な性格のため、ライセンス契約をするかどうかという二者択一の自由しかなく、契約内容を決定する自由は失ってしまう。両方を比較すると、原告は確かに市場において相対的に優位に立ち、市場情報において優越的地位にある事業者であることは間違いない。係争契約の内容に著しく公平さを欠くことがあつた場合、取引秩序に影響する可能性は十分ある。このため、本件争点は、原告はその市場における相対的な優位を利用して、係争契約でライセンサーに製造設備一覧表及び販売報告書の提供を要求し、公平取引法第 24 条に違反したかどうか、にある。

(二) 原告がライセンサーに「製造設備一覧表」の提供を要求することについて

1. 原告は、「ライセンサーに製造設備一覧表の提供を求めるのは、ライセンサーの最大生産能力を知ることによって、ライセンサーの（ライセンサーに対する）CD-R 出荷量申告に漏れはないかを判断し、どのぐらいのロイヤリティーを徴収するかを概算し、並びにライセンサーがロイヤリティーの支払を回避する目的で任意に製造設備を改装して他の用途に転用し、或いは他人に売却するなどを防止するためである。」と主張する。
2. 被告は、「製造設備一覧表の提供要求は合理的な商業目的によらないものである。製造設備一覧表を通じて CD-R を製造するのに要する設備の配合の量及びどの機種の設定と組み合わせることで最高の生産効率を達成することができるかを知るためである。技術の進歩によるコストダウン効果はライセンサーが生産管理において把握した重要な知識と技術であり、

会社の営業秘密である。生産能力の利用率及び経営コスト等市場競争に関わる重要な情報が含まれ、通常経営者が秘密扱いするものであり、一般のビジネスルートを通じては入手できない情報である。」と主張する。

原告は契約締結に際しての優越的地位を利用して、市場競争に関わる製造過程情報（ロイヤリティー算定と無関係）の提供をライセンサーに求める。かかる情報はライセンサーはどのようにして生産能力利用率を向上させ、コストダウンにつなげることに重要な参考資料の一部で、ライセンサー会社の経営コスト及び市場競争に関連する機密情報であることは確かである。

3. 営利事業の営業コストや生産能力に影響する要素は製造設備だけではない。原告が CD-R 関連技術の特許権者として、そもそも CD-R の製造プロセスの流れ及び生産方法を熟知し、どのような製造機器設備を備えるべきかについても詳しいはずであり、ライセンサーが告知してはじめて知るまでもない。そのうえ、CD-R の製造プロセスの流れはどのメーカーでもさほど変わらず、公開情報といっても過言ではない。市場競争に係る機密情報でない以上、原告がかかる情報を利用して市場での優位性を高める心配もない。ましてや、製造設備の実際の組合せ状態や各機器の微調整、パラメータ設定及び生産能力の如何は常に変わらないものではない。製造設備一覧表を提出してからも材料配合や製造過程の組合せを新たに調整することができ、ライセンサーの制御可能な範囲にあることに変わらない。

CD-R の製造プロセスに関する情報だけでその営業コストを推論するという被告の主張は、自分に都合のよい部分だけを取り上げている。「製造設備一覧表」はいわゆる営業秘密に当たらない。原告もその一覧表を入手しただけで、ライセンサーの生産コストを推算することができない。製造設備リストによってライセンサーの生産能力や生産能力の変化を推測し、さらに実際の生産量を通じて生産能力利用率等生産情報を把握し、原告会社の生産コストダウンの根拠にすることはビジネス上の正当な目的ではないということから、原告がかかる情報入手することによってメーカーのコストダウン技術や方法を知るの是不正競争に該当する、という被告の認定に異議があつて当然である。

(三) 原告がライセンサーに「販売報告書」の提出を要求することについて

1. 係争契約第 5.03 条及び添付書類 C3 によると、ライセンサーが提供すべき書面の販売報告書には、ロイヤリティーの算定に係るライセンサーの生産量及び第三者から購入したライセンス製品を除き、ライセンス製品のあらゆる販売先および関連商標並びにライセンサーに製造を委託した委託会社の名称、委託生産の数量及び関連商標も含めて記載しなければならない。原告によると、販売報告書の提出を要求するのは、ロイヤリティーの算定、ライセンサーが提供する販売資料の具体的な数量及び正確性の確認、係争契約違反の回避が目的だといふ。そのうち、販売先（バイヤー）の身分情報については、ライセンサーのクライアントへの営業妨害の回避、ライセンス製品通関の迅速化、取引においては一回のみのロイヤリティー徴収の確保が目的である。
2. 「債」は特定の者の間の権利義務関係であり、債権者が債務者に対してのみ給付を請求することが許される。第三者には債務者に対して債権者への給付を請求する権利はない。原告はライセンサーに対し、国別及び品番ごとにバイヤーの身分及びその使用する商標等情報を記載した販売報告書の提出に係争契約で義務付けている。CD-R 製造の最終的目的地は販売であるため、出荷量でロイヤリティーを計算すべきであるという原告の主張は全く筋の通らない話ではないが、しかしながら、ロイヤリティーの算定はライセンサーが製造する CD-R を根拠とするのであって、ライセンサーから CD-R を購入する者はロイヤリティーを支払う必要はないと原告は話している。ならば、ライセンサーが CD-R を製造した後、誰に販売したかは製造業務及びロイヤリティーの支払いとは無関係で、「債の相対性原則」に基づき、原告はそもそも CD-R のバイヤーに如何なる権利を主張する余地はない。したがって、間違いなくかかる情報は機密情報である。原告は更に、ライセンサーの取引相手方（バイヤー）の身分及びその使用する商標等情報は販売量を正確に確認するには必要だといふが、ライセンサーは同社及び CD-R に関連する該年度の営業税、営利事業所得税並びに関連納入、販売、在庫等帳簿の明細を提供すれば、CD-R 生産量・出荷量を確認するのに十分である。

ライセンサーが誰と取引をするか、取引条件をどうするかはもともとその権利であり、原告は知的財産権者であることを理由に干渉してはならない。また、CD-R のバイヤーの立場から考えれば、原告とは取引関係はないし、債の相対性が存在するわけでもないのに、原告がライセンサーと結んだ係争契約を通じて容易にその機密情報を取得することができるのであれば、バイヤーのプライバシー及び権利を蔑ろにするのは許されるべきなのか？

3. 原告は情報提供の必要性について、さらにクロス・ライセンスを持ち出す。即ち、もしライセンシーの販売先と原告との間にクロス・ライセンスの関係が存在していれば、CD-Rの部分についてはロイヤリティーを原告に支払う必要はなくなるので、ライセンシーにバイヤーの身分及びその使用する商標等情報の提供を求めるにはそれなりの理由がある。ところが、原告はライセンシーに CD-R を購入する者はロイヤリティーを支払う必要がないと言っていることから、ライセンシーに上記情報を提供させても販売先にまで確認を行うことが不可能である。たとえクロス・ライセンス関係が存在することを知らない場合であっても、ライセンシーが事後にそれを根拠にロイヤリティーの返還を主張することができるにとどまり、ライセンシーの取引相手方はロイヤリティーを支払う必要がないことに変化をもたらすわけではない。したがって、その要求の正当性及び必要性に疑問を覚える。また、通常の場合、営利事業はその営業コストへの配慮から、ロイヤリティー又は利用料の二重徴収があるかどうかを慎重に確認し、(あった場合)自ら進んで原告に告知するはずである。
4. 原告は、「ライセンシーの製品は世界各国に販売しており、各国税関が CD-R 製品について、原告会社に対しライセンス生産かどうかの照会をする可能性があり、税関でライセンス製品が誤って差し押さえられるのを避けるためにも、販売先の身分及びその使用商標等情報を提供する必要があり」と主張する。しかし、裁判所で調べたところ、CD-R そのものから一目で見て、原告、又は日本企業のソニーか太陽誘電のライセンス供与を受けて製造したものかどうかを判別できない。CD-R 本体からライセンサーが判らなければ、当然それを販売した後、他国の税関へ輸入される際に問題が生じない。各国税関が関連法令に従って輸入貨物を検査するのであって、ある特定の営利事業者又は特定の種類の貨物についてライセンス製品かどうかを確かめるために存在するわけではない。税関における密輸等への取締りは、検査回避、関税の申告漏れや水際措置からの逃れを防止することを目的としている。原告がいうライセンス製品の通関を加速させるためではない。原告は輸出入貨物の通関の流れに係争ロイヤリティーの算定と一概に論ずるのは明らかである。況してや原告は、商品販売後、いずれの四半期の終了後 30 日以内に販売報告書を提出するとしているため、事後の販売情報は販売時の貨物通関ないし輸出入申告と関わらないし、それを確認検査するすべもない。
5. さらに、原告が求める販売報告書は国別及び品番ごとにバイヤーの身分及びその使用する商標等情報を明確に記載しなければならない。ところが、その後の手続はどうするか?かかる情報に基づいてバイヤーに更なる確認をしたかどうか、又はバイヤーが使用する商標について何ら知的財産権の主張をしたかどうかなどについて、原告は合理的な説明に資する積極的な証拠を示していないので、合理的な商業目的と必要性があるという主張は信用し難い。

以上をまとめると、原告がライセンシーに対する販売報告書の提出に係争契約で義務付けた部分について、国別及び品番ごとにバイヤーの身分及びその使用する商標等情報を明確に記載しなければならないという情報提供要求には合理的な商業目的と必要性がなく、被告はかかる情報が営業秘密に属し、市場競争に関係する重要な情報であるとし、原告がライセンス契約締結に際して知的財産権者の優越的地位を濫用して、ロイヤリティーと無関係な機密情報提供を義務付けるのは公平取引法第 24 条に定めた「著しく公平さを欠く行為」の構成要件を満たし、処分を行ったことに根拠がある。

公平取引法関連

09

公平取引法における事業者の定義及び潜在的競争概念について—最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決に対する簡単な評論

1、事実の概要

A 会社は、2000 年 8 月 4 日に行政院公平交易委員会（以下公平会という）に、米系会社 B が無断でその取引相手方に警告書を送付したことにより、その取引相手方に「楚留香伝奇」等古龍の小説六冊の購入及び販売などの取引行為を差し止めさせたことが、公平取引法の関連規定に違反するとして告発した。公平会が調査した結果、B 会社が弁護士を通じて、2000 年頃に不当にも二回にわたり前記小説の著作権が侵害された旨の警告書を競争相手方の川下業者に送付したことが、明らかに取引秩序に影響するに足る不公正な行為であるとし、公平取引法第 24 条に違反するとして、同法第 41 条前段の規定に基づき、90 年 10 月 26 日（90）公処字第 171 号処分書をもって、B 会社に処分書送達後の翌日より、即時、取引秩序に影響するに足る不公正な行為の停止を命じたほか、新台幣ドル 50 万円の過料に処した。B 会社は不服として、訴願を提起したが、棄却されたのですでに台北高等行政裁判所に行政訴訟を提起したところ、同院の 91 年訴字第 4859 号判決により訴願の決定及び原処分が共に破棄された。公平会が不服として、上訴を提起したところ、最高行政裁判所による 95 年判字第 2128 号判決でもって、「原判決を破棄し、台北高等行政裁判所に差し戻す」ことになった。その後、原審裁判所の 96 年訴更一字第 18 号判決により棄却されたので、B 会社が不服とし、本件の上訴を提起したが、最高行政裁判所の 97 年判字第 437 号判決により棄却され、確定した。

2、最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決について

B 会社が警告書を送付したことは、第三者に全面的に A 会社の出版物の購入差止めの効果をもたらし、すでに A 会社の出版業における地位に打撃を加える目的を果たした。また、B 会社は A 会社との間の図書出版契約書は、台湾台北地方裁判所の 88 年国貿字第 17 号民事判決により「B 会社と A 会社には、出版の法律関係がある」と確認されていて、B 会社は、前記判決の内容を知っているのに、なおも二度にわたり弁護士に A 会社の取引相手方への警告書の送付を依頼したことは、原判決で法により確定した事実である。B 会社が、前記の通り A 会社がその著作権を侵害した旨の警告書を送付した行為は、警告書案件処理原則第三点、第四点の規定に該当しないばかりでなく、裁判所による判決の内容と相違した陳述をし、積極的に情報を隠蔽したことにより、錯誤を引起させる欺瞞行為に該当することは明らかである。更に A 会社の取引相手方は、B 会社による前記警告書の送付行為に対して、訴訟沙汰にならないようにするために、A 会社が出版した武侠小说をすべて回収し、販売を停止したほか、在庫品をすべて返品したことなどから、すでにその取引相手方即ち A 会社に損害を来し、取引秩序に影響するに足りることは当然であり、B 会社の行為は、すでに公平取引法第 24 条に違反するものである。

原判決は、B 会社が公平取引法第 2 条第 4 号でいう「その他商品又は役務を提供して取引をする個人又は団体」に該当すること、及び B 会社と A 会社には潜在的競争関係があり、且つ同一の製造、販売段階に属していることなどに関して、すでにその理由を釈明し、その法律の適用は妥当を欠くものではない。

3、評論

3-1 本件の主な争点が二点ある。一つは、認可を経していない B 会社は、公平取引法第 2 条でいう「事業者」の定義に該当するか否か、もう一つは、B 会社は台湾において係争著作物の出版を A 会社に許諾したが、改めて自ら出版したり、第三者に出版の許諾をしたりしなかったことから、A 会社とは同一の製造販売段階における競争関係にあるか否か、である。

3-2 認可を経していない外国会社は、公平取引法第 2 条でいう事業者として、認められるか否か？

本件の B 会社は、アメリカのカリフォルニア州において登記した会社であり、対外的に会社の性質を有するが、台湾における政府機関の認可を経していないので、会社法でいう外国会社ではないことから、公平取引法第 2 条第 1 号でいう事業者とは認められ難いものである。

前記の通り、認可を経していない外国会社は、公平取引法第 2 条第 1 号でいう事業者ではないが、台湾においてはどのような法的性質を有するものかについては、最高裁判所 50 年台上字第 1898 号判例に基づくと、「認可を経していない外国法人は、法人として認められないが、なお代表者又は管理者を設立する非法人団体と見なされる。…」となっている。この判例から、認可を経していない外国会社は、台湾の法律上では、法人として見なされないが、なお非法人団体の性質を有するものであると明確に見解が示されている。また、高等行政裁判所 96 年訴更一字第 18 号判決でも、「本件の B 会社は、非法人団体ではあるが、性質上、営利社団に属し、独立且つ自主的に取引の決

定をすることができることから、市場においては有効な競争単位の主体であり、明らかに独立性を有している。そして、同社は、台湾において A 会社と締結した係争契約書は、著作権の使用許諾であり、一定の対価が支払われ、経済性を有するものである。更に係争契約書は性質上、著作権法第 37 条でいう著作権許諾契約であり、その取引の性質は、約定した存続期間内における継続的給付の提供に該当し、当該期間内に行った取引は、継続的な経済活動ではないと言い難く、また継続性の要件をも満たしていることから、B 会社は、公平交易法第 2 条第 4 号でいう事業者該当することは当然である。」とされた見解は、本件の最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決でも支持されていることから、原処分が維持されることになった。

本稿では、外国会社が、認可を経ているなくても、外国においてすでに「会社」の組織で発足し且つ登記され、取引に従事しているのであれば、この商業組織は本質上、独立性、経済性、継続性等の要件を満たしているため、改めて台湾「境内」における経済活動が前記の要件を有するか否かの事実を検討する必要はない。

3-3 本件の B 会社は、A 会社に台湾における係争著作物の出版を許諾したが、別に自ら出版したり、第三者に出版の許諾をしたりしなかったことから、A 会社とは同一の製造販売段階における競争関係があるか否かについては：

本件の当事者が、同一の製造販売段階における競争関係にあるか否かについては、公平交易法でいう「競争」の概念から判断されるべきである。同法第 4 条に基づく「本法において競争とは、二以上の事業者が市場において比較的有利な価格、数量、品質、役務又はその他の条件によって取引の機会を求める行為をいう」と規定されている。競争とは、既存事業者が相互に取引の機会を求める顕著な競争をいう他に、なお関連市場の活動に参加する可能性のある潜在的競争も含まれることは、競争法の基本原則である。従って、事業者は潜在的競争の可能性がある場合には、規制上、同一の製造販売段階における競争関係にあるものに含まれるので、市場における既存競争者とは限らない。それ故、本件の B 会社と A 会社とが締結した契約書は、著作権許諾であることから、出版図書契約第 3 条に基づく、B 会社には、当該著作物についてなお「自ら出版したり、第三者に出版を許諾したりする」権利を有することになり、たとえ、B 会社が、A 会社と同時に係争著作物を出版しなくても、なお、随時に「著作権の所有者」として係争著作物を出版できることから、関連市場において比較的有利な価格、数量、品質、役務又はその他の条件によって取引の機会を求めることができるので、A 会社とは同一の製造販売段階に該当すると認定されるべきである。本件の台北高等行政裁判所 96 年訴更一字第 18 号及び最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決では、当事者間で同一の製造、販売段階における競争関係に関する原処分の認定を支持した見解を示したことは、賛成に値するものである。

4、結論

本件の終審である最高行政裁判所 97 年判字第 437 号判決の結果から、B 会社が公平交易法第 2 条第 4 号でいう「事業者」として認定されているが、原審である高等行政裁判所による 96 年訴更一字第 18 号判決における理論上の誤解を指摘したこともない一即ち認可を経ない外国会社は、その組織の形態は本質上、独立性、経済性及び継続性などという同号の必要とする要件を満たさなければならず、しかもこれらの要件は我が国の「境内」における経済的取引活動を認定基準としないことである。それ故、本稿では、この部分に関する判決の結論は賛成に値するが、その論拠には、なお斟酌の余地がある。また、争点二の部分については、原処分での理由の論述が不十分であるが、そのロジックは競争法の基本原理に違反することもなく、前記の終審裁判所による判決では、原審及び原処分の見解を維持し、即ち B 会社は A 会社との間に確かに潜在的競争関係があり、しかも同一の製造販売段階に属するものと認定したこの法律事実を基礎とし、本案が公平交易法第 24 条の規定に関わるか否かについて実体の判定を行った判決の見解はなお適切である。

公平取引法関連

10

公平取引委員会の判断余地と行政裁量について—台北高等行政裁判所 95 年度訴字第 1063 号と 95 年度訴字第 1048 号判決を評する

■ハイライト

「中国石油」（以下、中油）と「台塑石油化学」（以下、台塑石化）二社は事前に公開で価格調整に関する情報を伝送する意思の連絡を以って、同時、かつ同じ幅の価格調整の行為を形成したとして、台湾公平取引委員会（日本の公取委に相当。以下、公平会）は公平取引法で禁止されている連合行為（日本独禁法でいう「共同行為」に相当）に該当し、2004 年同二社にそれぞれ過料処分を下した。ところが、台北高等行政裁判所は 2006 年に、1. 行政指導を経ずに違法行為に対して過料を科する、2. 「過料額参考表」の考量項目である「既に個別に警告した」を選び、総点数を加算した、3. 初めて「促進行為」を援用して違法な連合行為と認定するという見解について、外国裁判所の関連事例においてはなおそれを支持する確定した判決がない等を理由に、公平会の同二社への過料処分を取り消した。本文筆者は、台北高等行政裁判所の前述両判決についての見解は行政指導の機能を誤解するだけでなく、また高度に専門性を有する準司法機関（公平会）の判断余地を尊重せず、外国法治を参考にする意義をも誤解していると考えられる。

●行政指導を経なければ過料処分ができるか

1. 台北高等行政裁判所は行政手続法第 7 条を援用し、「公平取引法の規範目的は全ての違法事業者の行為に過料処分をすることを必要としない。行政機関が裁量権を行使するときは、法定の裁量範囲を超越してはならないほか、法規授權の目的に則り、比例原則に基づき、当事者に有利、不利な状況を併せて考慮しなければ、裁量瑕疵の違法を構成することになる」としている。
2. 台北高等行政裁判所の見解によれば、たとえ公平会が当該行為を公平取引法を以って規制する必要性があると認めたとしても、「台塑石化」と「中国石油」二社に対し先に行政指導、業種是正又は警告をし、同二社が当該行為を依然に停止しなければ、処罰を与える。即ち、人民の権益への損害が最も少ない方法を選ぶべきであって、公平会が公平取引法の目的達成にも寄与するはずである。
3. 違法行為について過料を科すか？行政指導を行うかについては、行政機関が裁量をする権限に属し、行政機関が如何なる行政処分又は行政行為をする前にまず行政指導をして法律根拠とするというわけではない。要するに、公平会は本法規定に違反する事業者を正すと「同時に」、過料を科することができる。上記実務見解は「行政裁量」と狭義の「比例原則」の概念を混同してしまった。狭義の「比例原則」は侵害が最も小さい手段を選択するのである。例えば、群衆暴動が起こった時には水車或いは棍棒を選んで鎮圧するか。但し、「行政裁量」は最も適当な方法を選んで行うのである。蓋し行政機関は行政目的を達成するために、一切の合法的な行為類型を取ることができる。これは即ち、行政機関の「手段選択自由権」である。

●公平会が 2003 年に発した警告書は行政指導の役割を果たした

公平会は 2003 年に公的書簡をもって「中油」に対し、「台塑石化」と連合行為をしてはならず、自ら経営コスト・・・等要素を考量して価格調整を行うべきであると警告している。前掲警告書は法律上強制力を持たない行政指導に属するため、同二社に拘束力がなかった。以上のことから、行政指導には効力の限界があることが分かる。普通で言えば、公平会は既に同二社に対し個別に警告をした。行政指導が拘束力を発揮できないという前提にはじめて過料を科する。こうしたやり方は両判決の見解と期せずして一致した。

●過料額参考表の細目についての審査が可能なのか？

1. 台北高等行政裁判所によると、公平会が「過料額参考表」の考量項目である「その他の判断要素」欄に罰を加重するか？又は罰を軽減するかの理由は、施行細則第 36 条に定めた過料決定の判断要素と不当な連結があり、これは裁量権濫用による裁量瑕疵であり、権力濫用の違法があると考えられる。
2. 本文筆者が考えるには、公平会「過料額参考表」の性質は内部業務機関が具体的な案件を処理する

に当たって、その違法の程度について委員会に提供する過料の額の決定に関する裁量をする際の参考資料に比較的近い。このほか、たとえ「過料額参考表」を行政機関が裁量権行使のために定めた行政規則と位置づけても、行政裁判所は公平会が法律の授權に基づいて為した判断の特権を尊重すべきである。換言すれば、裁判所はこの専門分野の行政機関の判断余地を尊重すべきであって、完全な審査をしない。蓋し、立法者は行政実体法が行政機関に賦与する裁量権について、法令授權範囲内においてであれば全て合法的な裁量とすべきである。なぜなら、行政機関が不確かな法律概念については、一定の決定の空間があるから、最終的な評価と決定をもつことができる。当該行政機関の最終的評価と決定を、裁判所は尊重すべきである。

●促進行為理論

1. 台北高等行政裁判所は、公平会が初めて「促進行為」理論を援用して、連合行為に関する禁止規定に違反すると認定したことについて、外国における関連裁判例においてはなおその見解を支持する確定した判決がないため、その裁量は裁量瑕疵を構成する違法である、としている。
2. 業者はただあるメカニズムの設計を通して、価格調整に関する情報を競争相手に散布し、かつ当該メカニズムを通して競争相手に「価格調整に随従しない」又は「価格調整をするが調整の幅が比較的小さい」という非協力的な行為をとり、「信じられる脅威」(credible threat)を形成し、競争相手にかかる行為はメリットがないと分らせる。「寡占」事業者が自発的価格協調を形成し、或いは価格調整に影響する不安定要素の解消を促すことに有利なメカニズム設計は、典型的な「促進行為」に属する。よくみられる促進行為には、価格調整の早期予告、ニュースリリース、最惠顧客条項、最低価格保証、CIF 価格などが含まれる。
3. 公平会が初めて促進行為理論を引用して、「中油」と「台塑石化」二社が連合行為に関する禁止規定に違反すると認定した見解は、外国競争法主務官庁及び裁判所の判決には全く前例がないわけではない。米国連邦取引委員会 (FTC) もかつて促進行為理論を引用して業者の違法と認定したことがある。最後には、証拠不十分でその処罰決定が裁判所に退けられた。但し米裁判所は促進行為理論を引用して違法業者に処罰を加えることができるとの見解を否定していない。

●まとめに

行政指導は行政手段を補充する機能を有するだけで、処罰・処分の前置行為ではない。したがって、公平会は先に行政指導を行ってから、事業者に過料処分を行うかどうかは行政自由性の問題であって、人民の権益への損害が最も小さい方法をとるには無関係である。しかも、台北高等行政裁判所は行政手続法第 7 条の比例原則に関する規定を引用し、公平会の裁量は違法だと指摘した。これは明らかに「行政裁量」と狭義の「比例原則」について概念の混同が生じた。裁量時に「最も適当な方法」を選択すべきだが、その方法は必ずしも「侵害が最も小さい方法」とは限らない。況してや、公平会は確かに 2003 年に同二社に個別に警告を行い、行政指導が拘束力を発揮できない前提の下、過料処分を下した。これは両判決の論理と期せずして一致し、よりいっそう共鳴を得られるはずなのに、処分が取り消されてしまい、両判決の論理は明らかに前後矛盾している。

最高行政裁判所は 2009 年 2 月 19 日、「中油」と「台塑石化」二社は 2002 年から 2004 年の間に数回にわたって同時に、同じ幅の価格調整を行なった行為は連合行為に関する禁止規定に反するとして、同二社に敗訴を言い渡した。

最高行政裁判所が下した確定判決は、一つの典例を作った。それは、契約、協議を通じなくても連合行為に該当することがある、ということである。実質上、共同行為になり得ることさえあれば、法律拘束力の有無を問わず、公平取引法第 7 条第 1 項でいう「その他の方式の合意」に該当する。「中油」と「台塑石化」はこの禁令に違反したことで、この規定に最高にいい事例を与えた。

公平取引法関連

11

一社のみで支社はない

—台北地方裁判所 93 年度自字第 15 号判決の評論

一、前言

公平交易法（以下「公平法」と称する）第 22 条では「事業者は競争の目的をもって他人の営業上の信用を害するような不実な事柄を陳述し又は流布してはならない。」となっている。本条規範の目的は事業の営業上の信用を保護し、虚偽不実な事柄の陳述若しくは流布による競争者に対する打撃を禁止し、商業競争の公平を維持する。

公平法のほか、刑法の「誹謗罪」においても信用及び名誉の誹謗を禁止し、法人の信用及び名誉をも保障するので、公平法及び刑法の法律適用関係を明らかにする必要がある。

二、事実概要

甲乙両社は共に 飴を販売している。甲社は A ヌガー商品は自ら製造販売のものであり、ほかの業者に製造を依頼していない、と称しているが、一方、乙社は自社が販売している B ヌガー商品と甲社の A ヌガー商品とは同一業者が生産したものであり、ヌガー商品を販売しているとき、顧客に「我々の B ヌガーと甲社の A ヌガー商品は同一加工業者が生産したものです。」と称した。

甲社は自社が生産した A ヌガー商品の市場占有率が約七割位で、すでにヌガーの代名詞となっており、乙社が明らかに甲社の A 商品の名声を利用している、と認めた。乙社は商品が同一業者が生産したものであると称し、甲社には財務危機があり、倒産に直面している云々の不実な消息を散布したので、甲社は事実を明らかにし、会社の名誉を保護するため、ある新聞紙の掲示内容を看板に製作し、例えば「いやがらせ」、「名を盗用した宣伝」、「名を借用した販売」、「乙社の B 商品は甲社の A 商品の商業的名誉にあやかっただけ」などの広告を甲社の歩道に掛け、記者会見まで開いた。各新聞社も次々と「乙社の B 商品は甲社の A 商品の商業的名誉にあやかっただけ」ことに関する事情を報道した。

上記の事実に基づき、乙社は台北地方裁判所に自訴を提起し、ヌガーをセールスするとき、顧客に「我々の B ヌガーと甲社の A ヌガー商品は同一加工業者が生産したものです。」と称したことは一度もなかったもので、被告が指摘したことは事実ではなく、被告の行為は明らかに社会大衆を自訴人が不実な販売をしていると誤認させ、自訴人の社会的人格及び名声信用、地位にダメージを与えたので、甲社が刑法第 310 条第 2 項の加重誹謗罪及び公平法第 22、37 条の競争を目的とした営業上信用毀損罪を犯した疑いがある、と主張した。

三、判決要旨

台北地方裁判所では、甲社には確かにマスコミに陳述、指摘した事情が事実であると信じられる相当な理由があり、且つ甲社の商業利益及び消費者の公共利益に関わりがあるので、乙社による商業的名誉にダメージを受けた、と一方的に称しただけで、被告二人が競争を目的とし、悪意でその社会的人格及び信用を侵害した、と認めることができず、それに審査した結果、そのほか甲社には確かに乙社が指摘した上記の悪意誹謗の事情を証明する積極的な証拠がなかったため、甲社を無罪に判決した。

四、問題争点及び評論分析

(一) 公平法営業毀損罪の構成要件

公平法第 22 条では「事業者は競争の目的をもって他人の営業上の信用を害するような不実な事柄を陳述し又は流布してはならない。」となっている。その構成要件は、

1. 競争の目的がある
競争目的の存在は本条に適用する前提要件である。
2. 事業名誉を損害した行為
公平法第 22 条に規範されるものは、「不実」な陳述又は流布であり、評論又は意見などの「価値判断」には及ばない。
3. 客体に含まれる商品、役務及び営業主管の誹謗
競争を目的とし、他企業の所有者又は主管に関する不実な事情の陳述又は流布も公平法第 22 条に規範される範囲である。
4. 営業上の信用の損害に至る危険
解釈上では、営業上の損害を与えるか否かについては、実害の発生が必要ではなく、行為は現実の損害を与えなかったが、すでに危険状態を起こしたのであれば足りるものである。

(二) 競争の目的に基づいた行為である否か

営業誹謗罪成立の前提は、誹謗行為が競争目的に基づいた行為である。本件の判決では、甲社の行為は競争を目的としたものではなかったため、自身の合法的權益を保護し、侵害されないようとした自弁、自衛の行為であり、競争目的とは無関係である、と認められた。公平法の営業誹謗罪と刑法の誹謗罪とは保護する法益が完全に異っており、営業誹謗罪が保護しているのは抽象的な交易秩序及び営業者の名誉であり、刑法の誹謗罪が保護しているのは個人の名誉法益なので、不実な事情を散布した一つの行為で同時に社会法益、個人の商業名誉法益及び個人名誉法益を兼ねたものを侵害した場合、同時に公平法第 22 条及び刑法第 310 条第 2 項の加重誹謗罪に違反し、一つの行為で二つの罪を犯したことになるので、想像競合に属し、より罪が重い公平法第 22 条で論断されるべきである。

公平取引法関連

12

法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協議でなくても共同行為に至らしめることなら黙約でさえ一種の合意であるとした事例

■ハイライト

最高行政裁判所は先日、台湾中油股份有限公司（以下、中油という）と台塑石油化学股份有限公司（以下、台塑化という）は 2002 年から 2004 年の間に数回にわたって同時に同じ幅の価格調整を行ったことが、公平取引法で禁じられている「聯合行為」（日本の独禁法でいう「共同行為」に相当）にあたるとして、中油に敗訴の判決を言い渡し、これで中油が聯合行為を行ったことが確定した。

この判決によって、契約、協議を経なくても聯合行為に該当するとされることがあり得る。事実上、共同行為につながるようなことならば、法律の拘束力の有無を問わず、公平取引法第 7 条第 1 項にいう「その他の方法による合意」に属する。

公平取引委員会（以下、公平会）は、同二社は数回にわたってレギュラーガソリン及び高給ディーゼル油の価格を同時に調整したことを自ら進んで調査した結果、中油と台塑化は事前にかつ公開で価格調整情報の意思を伝達し、同時に、同じ幅の価格調整になり、国内ガソリン市場の価格及び需給機能に影響を与えるに足りる、と認定した。このため、2004 年 10 月、同二社に対し「直ちに違法行為を停止する」と命じるほか、それぞれ 650 万円の過料を科する処分を下した。

同二社は直ちに訴願（この処分についての不服申立て）を提出し、2005 年 5 月の訴願決定で、原処分の過料処分の部分が取り消され、公平会に二ヶ月以内に新たに適法な処分を命じた。

調査したところ、2002 年 4 月 1 日から 2004 年 9 月 22 日まで中油と台塑化による「同時、同じ幅」の価格調整行為は 15 回も行った。

判決では、台湾は中油と台塑化二社のみがガソリンを供給し、ガソリン市場は全面的に自由化し、自由競争ができる市場であるため、潜在的な競争者が存在するはずではあるが、共同的に価格を引き下げる行為はやはり市場競争効果にマイナスを来し、市場における合法的な競争を与える。したがって、同二社がいう価格調整は卸売り価格に限り、消費者に売る小売価格に影響せず、川下市場の競争機能の減損には至らないという抗弁は採用できない、としている。

最高行政裁判所判決

裁判番号：98 年度判字第 91 号

裁判期日：2009 年 02 月 12 日

控訴人：台湾中油股份有限公司

被控訴人：行政院公平取引委員会

主文：

控訴を棄却する。

控訴人の訴訟費用は控訴人が負担する。

一． 事案概要

国内ガソリン供給事業者の控訴人と台塑化は数回にわたってレギュラーガソリン及び高給ディーゼル油の価格を同時に調整したため、公平取引法に違反する。被控訴人は職権により自ら進んで調査に乗り出し、控訴人と台塑化は事前かつ公開に価格調整情報の意思を伝達し、同時かつ同じ幅の価格調整行為になり、国内のガソリン市場の価格及び需給機能に影響するに足り、公平取引法第 14 条第 1 項本文で禁じられている聯合行為に該当する。公平会は同法第 41 条前段規定により、2004 年 10 月 21 日公処字第 093102 号処分書をもって、控訴人及び台塑化二社に処分書が送達された日の次の日から、直ちに前項違法行為を停止し、並びに控訴人及び台塑化に新台幣ドル 650 万元をそれぞれ科する処分にした。控訴人はこれを不服として、訴願を提起し、行政院 2005 年 5 月 27 日付院台訴字第 0940085752 号訴願決定をもって原処分のうち、過料に関する部分を取り消し、被控訴人に二ヶ月以内に新たに適法な処分をするよう命じ、残りの部分は棄却するとした。控訴人は原処分及び訴願決定における過料以外の部分についてなお不服があり、行政裁判を起こした。

二． 判旨

(一) 公平取引法第 14 条前段、第 7 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項、第 41 条前段はそれぞれ、「事業者は連合行為をしてはならない。」（第 14 条前段）、「本法においていう連合行為とは、事業

者が契約、協議又はその他の方法による合意によって、競争関係のある他の事業者と共同で商品若しくは役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引相手、取引地域等を制限し、相互に事業活動を拘束する行為をいう。」（第7条第1項）、「前項においていう連合行為とは、同一の生産・販売の段階における事業者の水平的統合が、生産、商品取引若しくは役務の需給に係る市場機能に影響するものに限る。」（第7条第2項）、「第一項においていうその他の方法による合意とは、法律上の拘束力の有無を問わず、契約、協定以外の意思の連絡が形成されることによって、事実上共同行為の成立に至らしめるものをいう。」（第7条第3項）、「公平取引委員会は本法規定に違反した事業者に対し、期限を定めてその行為の停止、改善又は必要な是正措置を命じ、並びに新台幣ドル5万元以上、2,500万元以下の過料を科することができる。」（第41条前段）を規定している。したがって、もし事業者が競争関係にある他の事業者が事実上共同行為に至らしめる意思連絡をもって、或いは更に協議で商品若しくは役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引相手、取引地域などを制限し、市場の需給機能に影響を与えるに足りる場合、公平取引法で禁じられている聯合行為に該当することになる。被控訴人は当然のこと、公平取引法第41条前段規定により、其の行為の停止、改善又は必要な是正措置を命じることができる。このほか、新台幣ドル5万元以上2500万元以下の過料を科することもできる。

(二) 控訴人と台塑化は数回にわたって価格調整を行った過程においては次の特徴が見られる。1. 数回にわたる価格調整の過程においては、率先して価格調整を発表する者は必ず前もって価格調整の情報（特に価格調整の時点、調整の幅）を公布する。価格調整の情報を発表する時間帯はおおよそ価格調整予定の半日前から数時間前。ライバル（競争相手）がニュースなどマスコミを通じて競争相手が事前に価格調整の情報を知った後、通常は速やかに価格調整に追随すると発表する（例えば、台塑化は2003年4月15日に価格調整、引き下げ或いは引き上げ開始の時点を修正する行為）。もし、競争相手が価格調整に追随すると発表せず、或いは価格調整はするが、調整の幅が異なるときは、率先して価格調整の情報を流した業者は直ちに新価格が実際に発効する前に、価格調整を放棄し、或いは先に予告していた調整の幅を修正することを発表する（例えば控訴人が2002年8月20日、2004年1月16日、2004年9月22日の調整の幅の修正行為）。新価格が発効する予定時間前に、もし競争相手が発表する価格調整の幅が一致すれば、新価格は予定時間後に実施する。

(三) 控訴人の前記価格調整の方法を照らし合わせて、価格調整発動（引き上げか引き下げかを問わず）者は価格調整時間及び調整の幅を含めて、いつも「前もって」ニュースを通じて価格調整の情報を直接競争相手に伝え、そして同業者もマスコミを通じて予告時間と新価格実施時間の時間差の間に反応を示す。以上のことから、控訴人が価格調整の情報を発表する際は「即時に実施しない」、また「必ずしも実施をしない」で、ただ予告に過ぎず、絶対に控訴人がいう「確定価格」ではない。要は、相手方の反応次第である。更に進んで言えば、ただの価格追随の場合、率先して価格調整を行い、そして引き上げを実施する業者は、競争相手がもし値上げに追随しない可能性、或いは追随はするが、値上げ幅が比較的低いという顧客流失のリスクにさらされることもあり得る。したがって、値上げのタイミングと幅を慎重に決定する必要があり、値上げに成功する確率が比較的低い。然しながら、もしニュースを通じて発表し、また前もって価格調整情報を予告すれば、率先して値上げを発動する業者はリスクもなく新価格を実施し、値上げの発動に成功することができる。故に、控訴人と台塑化は価格調整の予告を通じて競争相手の反応を見計らい、或いは価格情報を交換し、意思を連絡する（互いに伝え合う）ことによって、控訴人と台塑化が同時に、かつ同じ幅の一致した価格調整を行った結果から、控訴人と台塑化の上記価格調整メカニズムは公平取引法第7条にいう「その他の方法による合意」の構成要件を満たすと認定するに足りる。

(四) 控訴趣意書には、「ガソリン価格調整予告の仕組み」は主務官庁の指示によるもので、国民に情報を提供し、かつ物価の激しい変動を避け、経済的安定を維持するという政府の政策を考量したものであり、聯合行為ではないと主張する。本件は寡占市場における価格追随の硬直性であると控訴人はいうが、然しながら、調べたところ、控訴人による価格調整予告について、もし競争相手が価格調整に追随すると発表せず、或いは価格調整を発表するが、調整の幅が異なるときは、率先して価格調整の情報を発表した業者は直ちに新価格が実際に実施される前に、価格調整を放棄し、或いは先に予告した調整の幅を修正することを発表する。これは寡占市場の事業者間で明らかに互いに依存する関係があるから、比較的容易に契約、協議その他の方法による合意（その意思連絡は法律上の拘束力の有無を問わず、事実上共同行為に至らしめるものであれば、これに当たる。促進行為による黙約がこの種の合意にあたる）で聯合行為を形成

しやすいからである。ガソリンのような寡占市場構造において、率先して値上げをする業者は競争相手が追従せず、加盟ガソリンスタンドを大幅に失うなどのリスクにさらされかねないので、値上げをしない一方は（値上げをしないことによって、価格調整を行った業者の市場を収めることが可能である。競争を避け、利益を確保するため、率先して価格競争を発動する業者は市場で予め価格調整の情報を公表し、市場におけるライバル同士に価格調整をこれから行うということを送信し、時間の遅延或いは情報の不正確さといったリスクを減らす。競争相手も「これを知った」状況で、価格調整に追従する、或いは追従しない能力、かつインセンティブがある。これにより、価格競争を発動した業者は価格維持、価格競争の撤回或いは価格競争戦略の調整によって、双方の利益の最大化を目指す。したがって、本件は控訴人がいう寡占市場における単純な価格追従の硬直性があるという状況とは明らかに異なる。

被控訴人は再三にわたって聯合行為が市場競争機能を減損するもので、市場では全く競争しないということではないことを主張するが、控訴人が加盟ガソリンスタンドに対する実際の供給価格、或いはガソリンスタンドが末端の小売価格においてはやはり競争があるということは、本件処分で認定した事実とは全く異なる。別に調べたところ、被控訴人が引用する外国の事例或いは理論はアメリカの Ethyl 事件だけではない。他には、米裁判所の 1990 年の「In re Coordinated Pretrial Proceedings in Petroleum Products Antitrust Litigation」事件及び ATP 事件などがある。控訴人は原処分については米 Ethyl 事件だけがあり、その他の未調査事件に及ばないというのは誤解である。たとえ Ethyl 事件が米裁判所の破棄決定が確定したとしても、同事件で提出された「促進行為」理論は、全く参酌する価値がないわけではない。ましてや本件は聯合行為に該当するかどうかは、やはりわが国公平取引法関連規定を主な根拠とすべきであって、外国の事例は認定にあたっての助けに過ぎず、外国の事例は当該国の裁判所がこれについての判決がまだ出していないからといって、参考とすることができないということではない。控訴人がこれについて争うことは取るに足りない。

- (五) ガソリン供給業者の価格調整行為により、同時、同じ幅の価格調整を行うことは、水平的競争をする同業者の卸売価格を一致させることになるだけでなく、卸売価格調整を予告したあと、大多数のガソリンスタンドは即ち同時に、同じ幅の小売価格を調整する。これはガソリンスタンドの価格競争のスペースを縮減するととどまらず、ひいては消費者の権益に影響をもたらすことになる。したがって、水平的、垂直的競争においては、価格調整の予告は実質市場競争機能の減損になる。

次に、市場機能による場合の値下げ幅が共同的な値下げによって小さくなる可能性があり、ガソリンスタンドの価格競争がこれによって限られ、最終的には消費者の権利を損なうことになりかねない。また、わが国ガソリン供給市場は中油と台塑化二社のみ。ガソリン市場は全面的に自由化し、自由に競争できる市場であり、潜在的な競争者がいるはずであるとはいえ、共同的な値下げ行為はやはり市場競争の効果にマイナスで、値下げ行為は市場における合法的な競争に影響しないとは認めがたい。控訴人が台塑化との価格調整は「卸売価格」に限り、ガソリンスタンドが消費者に売る「小売価格」に影響しないため、川下市場における競争機能の減損には至らず、さらに値下げが市場における自由競争機能に影響するに及ばないと控訴趣意書に主張するのも、理由として採用できない。一方、処分書 10 ページ目にいう「ガソリン供給業者が卸売価格を値上げするときは、ガソリンスタンドがそれを如何に小売価格に反映させるかは川下のガソリンサプライヤーの経営戦略の範疇で考えることである」は、ガソリンスタンドの小売価格がその経営戦略を考量するから、小売価格は必ずしも一致しない。これはガソリン供給業者が卸売価格を調整するときにガソリンスタンドが取得したガソリンのコストが必ず調整することとは異なることで、混同して論ずることではない。

- (六) 公平取引法第 7 条第 1 項にいうその他の方法による合意は、契約、協議以外の意思連絡を指し、法律上の拘束力の有無を問わず、事実上共同行為に至らしめるものをいう。同法第 7 条第 3 項にははっきりと定めている。上に述べた控訴人と台塑化間の価格調整行為における特徴と事実から、控訴人には事実上共同行為に至らしめる行為があったと認定するに足りる。したがって、原処分は前掲規定により、控訴人と台塑化に聯合行為があったと認定することは法にそぐわないことはない。原判決が本案事実だけで控訴人と台塑化の聯合行為を推定するに足りるとし、控訴人がガソリン価格調整及び追従行為に関する正当な理由を提出しない限り、その事実を動揺することができない。